

# 資 料

資料 1 兵庫県淡河川山田川疏水百年史（抜粋）

兵庫県  
淡河川  
山田川  
疏水  
百年史

# 兵庫県淡河川山田川疏水百年史（抜粋） 目次

## その1 疏水創設期より昭和15年まで

序

第1章 沿革…………… 154

1 組合ノ位置及疏水事業ノ概況

2 疏水起工ノ基因

3 山田川疏水ノ起原

第2章 準備時代…………… 157

1 山田川疏水計画

(1) 疏水発起関係村ノ異動

(2) 郡役所開始ト疏水ニ関スル取扱

(3) 疏水線実測再願

(4) 疏水線測量実施ト郡長ノ告諭

(5) 疏水関係6カ村連合会開催ト其ノ活動

(6) 内務省直轄葡萄園ノ設置ト顕官ノ往来

(7) 疏水工事直轄及工費一時繰替伺

(8) 願書却下ト善後策

(9) 山田川疏水事業ノ継続

(10) 疏水関係村増加盟

(11) 国庫金貸下ニ関スル内海本県令ノ告諭ト委員ノ答申

(12) 疏水ニ係ル水利土功会組織ト開会当日ノ日誌

(13) 水利土功費国庫金貸与セラル

(14) 田辺内務技師疏水予定線ヲ実地調査ノ結果更ニ有利ナル淡河川疏水々源ヲ発見ス

第3章 実行時代…………… 160

1 淡河川疏水

(1) 疏水路ノ変更

(2) 疏水工事ニ対シ知事並郡長告諭

(3) 淡河川疏水起工式

(4) 淡河川疏水工事着手

(5) 工事負担金ノ徴収困難ト調達策

(6) 水利組合創設ト規約ノ制定

(7) 御坂「サイフォン」工事

(8) 工事竣功

(9) 国庫貸与金棄損セラル

(10) 大水害ト復旧工事

(11) 災害復旧工事設計ト復旧費ノ方策

(12) 復旧工費地方税補助ヲ県会ニ提議

- (13) 知事水害復旧工費地方税国庫補助稟請及貴衆兩院通過
- (14) 復旧工事委員選定
- (15) 復旧工事着手
- (16) 知事復旧工事視察
- (17) 北白川宮殿下ノ御視察
- (18) 復旧工事竣功疏水全通並竣功式举行
- (19) 疏水路潰地永代貸借契約

## 2 山田川疏水

- (1) 山田川疏水事業ノ再興
- (2) 水源拡張調査順序
- (3) 事業計画ヲ知事ニ内申技師派遣ヲ申請
- (4) 御坂地方ニ蒸気揚水機設置ノ義諮問
- (5) 揚水機械設置ヲ中止シ山田川疏水計画ニ決定
- (6) 山田川疏水ニ依ル加盟条件
- (7) 山田川疏水ノ為メ新規加盟反別
- (8) 組合組織ヲ変更シ淡河川山田川普通水利組合ヲ組織ス
- (9) 山田川疏水幹線工事ノ実測及起工出願許可
- (10) 幹線工事資金ノ調達
- (11) 起工準備ト用地買収
- (12) 工事着手ト起工式举行
- (13) 幹線工事ノ難工
- (14) 支線及溜池工事
- (15) 幹線工事竣工ト竣工式举行
- (16) 水力発電所及揚水所施設
  - ア 広野発電所、同揚水所
  - イ 神出発電所、岩岡揚水所
- (17) 出働団ノ組織ト溜池工事請負
- (18) 山田川疏水保全工事
- (19) 山田川疏水ノ効果
- (20) 疏水開通ニ抛ル収益

## 3 補水工事

- (1) 県営山田池築造
- (2) 山田池集水引水路新設工事
- (3) 僧尾川引水路新設工事
- (4) 淡河川疏水期限外引水問題
- (5) 災害復旧工事ト工事費補助々成申請
- (6) 地方振興其他農業土木補助工事申請施工
- (7) 神田導水路新設工事

第4章 其他…………… 173

1 其他ノ事項

- (1) 組合事務所庁舎新築、移転
- (2) 組合財政窮迫ニ付救済方請願
- (3) 組合債借入、償還及低利債ト借替
  - ア 淡河川疏水事業費起債
  - イ 山田川疏水事業費起債
  - ウ 山田池築造費充当起債
- (4) 疏水 50 周年式典
- (5) 功勞者列伝

その2 昭和 16 年より昭和 63 年まで

第1章 地区内における災害状況…………… 176

1 災害（水害）年次別表

2 旱害と風害

- (1) 昭和 4 年の旱害
- (2) 昭和 12 年 9 月 11 日の台風害

第2章 県営大改修事業…………… 178

1 工事開始までの顛末

- (1) 陳情
- (2) 県の淡河川山田川疏水路の改修に関する調査
- (3) 組合大会を開く
- (4) 大規模県営事業に採択される

2 事業量及び事業費

- (1) 事業費総額
  - ア 費目別内訳
  - イ 工事別内訳
- (2) 補助金及び負担金
- (3) 借入金
- (4) 資材及び労務者

3 工期

4 工事の進捗状況と工事施工者

5 事業の効果

6 その他

- (1) 記念碑並びに頌徳碑建立
- (2) 碑の除幕並に竣工記念式典
- (3) 県営施設の管理委託について

第3章 賦課金…………… 181

第 4 章	交付金及不動産収入内訳	182
第 5 章	山田池及び水路敷並びに「サイフォン」敷地を兵庫県より譲与のこと	182
第 6 章	淡山土地改良区 100 周年記念事業	182
第 7 章	一般	183
1	永年勤続者表彰	
2	庶務・会計、工事係の設置	
3	役員選挙規程の改正	
4	淡河川疏水期限外引水契約の補足追加	
第 8 章	淡河川・山田川疏水と東播用水	184
1	東播用水土地改良区設立と淡山土地改良区	
2	事業参加要請における協議経過	
第 9 章	協定書等の承認と調印	185
第 10 章	国営事業	186
第 11 章	県営事業、団体営その他事業	186
第 12 章	農業情勢の推移	186
1	東播用水期成同盟発足時の農業情勢	
2	現時点における農業情勢	
3	今後の課題	

---

# その 1

疏水創設期より昭和 15 年まで

## 序

我国ハ所謂豊葦原ノ瑞穂国ニシテ悠久 2600 年ノ肇国ノ昔ヨリ米作ヲ中心トスル農業ニ依ツテ強国ノ基礎ハ培ハレ健全ナル体力ハ米食ニ依リ保持増進セラル

加古郡ノ北部母里村ヲ中核トスル附近一帯ノ地ハ古ノ印南野ノ一部ニシテ地勢平滑沃野連ルモ高燥ニシテ水利乏シク農民ハ専ラ畑作ニ従フヲ以テ夏季一旦旱天ニ遇ヘハ作物枯死ニ瀕シ積日ノ辛苦モ水泡ニ帰スルノ惨状ヲ呈ス若シココニ灌溉水ヲ得畑地ヲ水田ト化セハ其勞力ハ半減シ其収益ハ倍加スベシサレバ明和 8 年ノ頃ヨリ既ニ隣郡山田川ノ溪流ヲ引水利用セントスル先覚者ヲ見タリ

維新後泰西ノ文化輸入セラレ大ニ殖産興業ヲ奨励セラルルヤ此処ニ達識濟世ノ士決然起ツテ先覚ノ志ヲ継キ之カ実現ノタメ屢々官ニ請ヒ同志ニ諮リ東奔西走画策運動至ラサルナク其熱意ハ遂ニ官ヲ動カシ明治 24 年淡河川疏水ノ新築ヲ更ニ 27 年其災害復旧ノ大工事ヲ完成セシメタリ

此ノ効果ハ臆テ組合加盟者ヲ増加シ隴蜀ノ念止ミ難ク大正 8 年亦大工事山田川疏水ヲ完了シ其後モ補水工事ヲ追工シ今日ノ大ヲナスニ至レリ

今ヤ本組合ハ加古、明石、美囊ノ 3 郡内 18 ケ町村ニ跨リ灌溉反別 2,000 町歩ニ及ビ抱擁スル組合員 6,000 有余人悉ク恩恵ニ浴シ安居樂土トナス寔ニ聖代ノ慶事ナリ

而シテ其ノ今日アルヲ得タルハ素ヨリ上至仁至慈ナル御恵ミニ因ルト雖モ亦創業以来千辛萬苦百難ヲ排シ献身的努力セラレタル先輩諸氏ノ功勞ハ子孫ト共ニ永劫忘ルヘカラサル所ナリ茲ニ光輝アル皇紀 2600 年ニ当リ本組合創立 50 周年ヲ迎へ当時ヲ追懷シテ転々感慨ニ堪ヘス茲ニ疏水 50 年史ヲ刊行シテ参考ニ資ス

皇紀 2600 年

昭和 15 年 12 月

兵庫縣淡河川  
山田川普通水利組合管理者  
地方事務官 大山 貞一



# 第1章 沿革

## 1 組合ノ位置及疏水事業ノ概況

本組合ノ区域ハ播州ノ東部加古、明石、美嚢ノ3郡内18ヶ町村ニ跨リ其ノ灌漑面積約2,000町歩ニ達ス。淡河川疏水先ツ成リ山田川疏水ヲ追工ス。

淡河川疏水ハ水源ヲ美嚢郡淡河村字木津ニ採リ明治21年1月起工同24年5月竣功ス、此ノ工費8万4,000余円ニシテ国庫貸下金4万5,000円、組合員負担金3万9,000余円ヲ要セリ。然ルニ通水1年後明治25年7月洪雨ノ為メ全線殆ンド崩壊通水スヘカラス、ココニ姑息ノ修理ヲ行フモ尚相当多額ノ資財ヲ要シ、然モ永久持続ノ見込ナシ。百方審議ノ後幸ヒ国県ノ補助ヲ得奮ツテ進歩的復旧工事ヲ施スニ決ス、総工費18万円ノ内至難工事費15万円ノ8歩ニ当ル12万円ハ地方税補助ノ交付ヲ得、残ル5万8,000余円ハ組合員負担シテ施行同26年7月着手、翌27年5月竣功ス。此ノ關係要水反別1,112町3反歩ナリ。

山田川疏水ハ八部郡（現在武庫郡）山田村字坂本ニ水源ヲ採ル、コレハ古クヨリ計画セラレシモ工事ノ困難ト多額ノ費用ヲ要スルヲ以テ一時廃案トナレリシガ、淡河川疏水開通後其ノ利益ヲ受クル土地ノ変換開墾増加スルニ伴ヒ水量不足ヲ告クルニ至リ、明治29年復活測量スルモ前者ノ瘡痕尚癒ヘサルヲ以テ実施ニ至ラス、降りテ明治39年6月水源拡張ノ計画ヲ樹テ淡河川疏水ノ不足ヲ補フト共ニ加古、明石、美嚢ノ3郡内未開墾地及畑地ニ灌漑スルノ目的ヲ以テ計画ヲ進メ、明治41年1月20日3郡内51箇大字ニ於テ反別817町歩ヲ組合区域ニ編入シ、同44年2月起工大正4年3月幹線工事ヲ同8年2月支線及溜地工事ヲ完成ス。此工費幹線28万円、支線溜池55万6,400円其他ヲ合セテ計金85万6,400余円此内大部分80万円ハ起債ニ因リ此ノ償還ハ永ク組合ノ苦慮スル所ナリ此ノ關係要水反別ハ848町5反歩ナリ。

其後水量充実ノ為メ補水工事トシテ山田池築造、僧尾川引水々路、神田導水路ヲ新設追加ス。

今ヤ緑水滾々トシテ峰ヲ廻リ谷ヲ越ヘテ来リ疇昔ノ火田草野変シテ沃野一望夏日清風葉末ヲ亘リ秋日金波ヲ漂ハス。

現在工作物ノ主ナルモノハ

幹線 37,806 軒 内 隧道 47 ヶ所 延長 10,345 軒  
支線 57,217 軒  
溜池 141 ヶ所

幹線名	毎秒疏水量	水路勾配	通水期	附記
淡河川	最大 28 立方尺 最小 3 立方尺 平均 11 立方尺	開渠 5,000 分ノ1 隧道 1,400 分ノ1	自 9 月 20 日 至 翌年 5 月 31 日	降雨アラバ臨時水ヲ取り入ル 水量 1 反歩当 100 立坪ノ計画
山田川	最大 48 立方尺 最小 3 立方尺 平均 14.5 立方尺	2,500 分ノ1 1,200 分ノ1	自 10 月 1 日 至 翌年 5 月 31 日	

特殊工事トシテ志染村御坂地内ニ英人パーマー少将ノ設計監督ニ依ル鉄管サイフォン工事アリ。尚志染村広野新開及神出村北地内ニ水力発電所ヲ設ク。

## 2 疏水起工ノ基因

由来加古郡ノ東部母里村ヲ中心トスルー帯ノ地域ハ所謂往昔印南野ノ一部ニ属シ明石郡ノ西北部、美囊郡ノ西南部ト相接シ地勢東北ヨリ漸ク西南ニ向ッテ傾斜シ土地高燥ニシテ水利ニ乏シク林野畑地大部ヲ占メ水田極メテ少カリキ爾來人口増加ニ伴ヒ水田開墾ヲ欲求スルモ水利ニ恵マレサルヲ以テ夙ニ疏水ヲ起シ他郷ノ水ヲ引用スルノ計画ヲ樹テタル先覚者ハ一、二ニ止マラス。

次ニ当地方住民ハ早クヨリ畑地ニ綿作ヲ行ヒ傍ラ綿糸ヲ績キ綿布ヲ製造販売シテ生計ヲ営ム元來水利乏シキヲ以テ夏季ニ桔槔林立井水汲ミ上ケニ忙殺セラレ而カモ旱天続カハ作物枯死シ稼穡困難ナリ加フルニ維新後廉価ナル外国綿糸ノ輸入旺盛トナリ生産コストノ高キ内地綿ハ圧倒セラレテ需要減退シ綿布ノ販路又杜絶スルニ至リ他ニ生産ノ途ヲ求ムルニアラサレバ立チ行キ難キ状態ニ陥ル。

更ニ明治9年地租改正ノ結果当地方ハ非常ノ重課トナル。

之ヨリ先キ姫路藩政治下ノ頃ハ特ニ狀況ヲ酌ミ薄稅トシ尚風旱災厄ノ際ハ手当トシテ若干ノ米錢サヘ給与セラレシニ廢藩後此ノ重課トナリサナキダニ旱害ニ疲弊セル民衆ハ益々窮状ニ迫リ嗟嘆ノ声巷閭ニ充ツ今母里村ノ改租前後ノ租額ヲ比スレバ

母里村各大字新旧地租比較表

大字名	旧地租額	明治9年改正 新租額	差引増租額	新租ノ旧租ニ対スル 増加歩合
	円	円	円	
印南新村	708.426	2,130.989	1,422.563	3.008
蛸草新村	253.820	1,207.161	953.341	4.756
野寺村	377.473	1,038.594	661.121	2.751
野谷新村	220.064	763.608	543.544	3.470
草谷村	679.716	997.631	317.915	1.468
下草谷村	205.508	390.016	184.508	1.898
計	2,445.007	6,527.999	4,082.992	2.670

カク旱害ニ次クニ主要綿産業ノ不振ハ漸ク民資ヲ蕩尽シタルニ剩サヘ地租ノ増徴ハ到底忍フベクモナク勢ヒ政府ニ嘆願シテ地租軽減ヲ仰クカ水利ヲ求メテ水田ヲ拓キ稲作ヲ盛ニスルカ二者ノ一ヲ選フニアラサレバ他ニ救済ノ方策ナシ然ルニ地租ハ政府トシテ妄ニ一地方ニ限り軽減ヲ許可サルヘキモノニアラス畢竟後者ヲ講究実現スルノ外ナキニ至レリ。

### 3 山田川疏水ノ起原

本疏水ノ起原ヲ尋ヌルニ文献ニヨレハ今ヨリ 170 余年前明石郡東村（神出村東）某ハ予テ地方水利ノ乏シキヲ憂ヘ焦心苦慮ノ末八部郡山田川ヨリノ引水ヲ発見シ明和 8 年 10 月測量ヲ遂ケ地方ニ謀リタルニ時ノ趨勢ハ未タ一般人ヲ首肯セシムルコト能ハス異議百出着手ニ至ラス。越ヘテ文政 9 年加古郡国岡新村福田嘉左衛門發起シ野寺村勘左衛門、同村藤左衛門、美囊郡三木町平兵衛等ト共ニ先人ノ遺志ヲ継キ山田川ヲ水源トシ明石郡紫合村字練部屋ニ至ル疏水路線ヲ目論見、数回ニ亘リ実測シ嘉左衛門図面ヲ製シ工費ヲ見積リテ藩主ニ出願セリ然ルニ当時各藩政ヲ異ニシ藩議容易ニ纏ラス是又水泡ニ帰セリ降ツテ明治初年明石郡東村藤本増右衛門ハ独力本線ヲ測量計画スル所アリタリ。

維新後廢藩置県ニ際シ第六大区第六小区副戸長魚住完治又山田川疏水ノ議ヲ唱ヘ前記藤本増右衛門ヲ聘シテ其ノ実況ヲ聞キ同志国岡新村福田厚七、同村花房権太夫、明石郡神出村西村茂左衛門等ト共ニ増右衛門ヲ測量手トシ明治 5 年測量ニ着手シ 10 ヶ月ニシテ了ヘタルモ起工ノ運ヒニ至ラス。

明治 9 年ニ至リ地租増徴主要産業綿作ノ不振ハ愈々コノ企業ニ拍車ヲカケ明治 11 年 9 月始メテ魚住完治外 5 名ヨリ山田川疏水堀割ノ義（資料 2）ヲ森岡県令ニ申請シ県令ハ大ニ同情シテ之ヲ容レ同 7 日付測量官員派遣ノ指令ヲ発スココニ本疏水事業ノ端緒ヲ開ク。

## 第2章 準備時代

### 1 山田川疏水計画

#### (1) 疏水発起関係村ノ異動

山田川疏水関係村ハ最初国岡新村、野寺村、野谷新村、印南新村、蛸草新村、加古新村ナリシガ国岡新村、加古新村ハ故無ク分離シ更ニ草谷村、下草谷村加盟シ爾来此6カ村ハ疏水関係村トス当時6カ村戸長氏名次ノ如シ。

野寺村戸長	魚住完治	蛸草新村戸長	岩本須三郎
印南新村戸長	赤松治郎三郎	印南新村戸長	丸尾茂平次
草谷村戸長	亀尾嘉平次	野谷新村戸長	魚住藤三郎
下草谷村戸長	井澤松次郎		

#### (2) 郡役所開始ト疏水ニ関スル取扱

明治12年1月8日播磨国各大小区ヲ廢シ加古郡役所設置セラレ同月10日北條直正郡長トナル。2月3日開庁ノ際郡長ハ疏水ニ関シテ発起者魚住完治及魚住逸治ヲ始メ其他ノ戸長ヨリ山田川ノ来歴及将来ニ企画ノ大要並ニ実施ノ急務ナルコトヲ熱誠ニ演述シタルニ依リ該疏水事件ハ最モ重大ノ要務トシ先ツ関係村ト氣脈ヲ通センガ為メ魚住逸治ヲ本郡書記ニ推薦シ仍ホ別ニ疏水掛専任書記ヲ置キ専ラ該事務ヲ担当セシム。

#### (3) 疏水線実測再願

明治11年9月7日疏水線実測請願聞届ノ指令後末ダ土木課員出張ナキニツキ6カ村惣代ヨリ再願書(資料3)ヲ提出セリ。

#### (4) 疏水線測量実施ト郡長ノ告諭

森岡県令ハ予テ関係村ノ請願ヲ容レ明治12年3月7日日本県土木課ヨリ県属藤井忠弘外2名ヲ派シ疏水線高低実測セシメラル即チ関係村戸長並ニ測量手藤本増右衛門等実地案内ヲナシ水源八部郡衝原村分水岐点ヨリ順次明石郡紫合村字練部屋迄測量5日間ニシテ水源ヨリ練部屋迄ノ高低判然通水ノ見込立チタリ此間発起者魚住完治ガ先導ヲ為シ注意周到ナリシガ弥々高低判然通水スベキノ通知ヲ得テ多年不完全ナル和製ノ測量器ヲ以テ実測シタルト符合シタルヲ以テ本人ノ喜び只ナラザルナリ。

#### (5) 疏水関係6カ村連合会開催ト其ノ活動

曩ノ郡長告諭ニ基キ関係者屢々会同ヲ催シ協議シタルモ当時人民ノ衰弊其ノ極ニ達シ到底、民力ノミヲ以テ成功セシムルノ目途ナシ、明治13年3月19日山田川疏水関係村印南新村、蛸草新村、野寺村、野谷新村、草谷村、下草谷村連合会ヲ開催ス是レ本組合会ノ権輿ナリ。

連合会ハ山田川引水工事ニ付該事業ハ一切官ノ統轄ヲ仰キ落成ノ上、工費1万4,600円ハ各村ヨリ徴収取纏メ官ニ納付スル事等重要事項ヲ決議シ加古郡長ニ報告ト同時ニ此ノ議決ニ基キ水路開通願(資料4)ヲ兵庫県令ニ提出ス。

森岡県令ハ之ニ対シ实地測量並ニ工事計画ヲ県ニ於テナスコトヲ許シ翌 14 年之カ調査ニ着手セラレタリ。然ルニ事重大ナルヲ以テ更ニ实地調査ヲ其筋ニ稟請セラレ同年 2 月農商務省ヨリ御用掛南市郎平ヲ派シテ実査セラル。

## (6) 内務省直轄葡萄園ノ設置ト顯官ノ往来

印南新村外 5 カ村（現今母里村）ハ連年旱害ニ加フルニ産業不振土地荒蕪ニ傾ケルニ地租ノ重課トナリ甚シク疲弊セルニ明治 12 年亦未曾有ノ旱魃ニ遭遇シ關係村ヨリ屢々其筋ヘ救済方歎願スル所アリ。

明治 13 年内務省ハ福羽逸人ヲ派シテ葡萄園御用地ヲ山陽、南海、西海ニ求ム、郡長北條直正最モ此間ニ奔走シ地方疲弊救済策トシテ印南新村ニ於テ畑 30 町歩ヲ買上ケラルルヲ得同村租税不納者ノ処分ニ当テタリ。

カクテ播州葡萄園設置シ葡萄ヲ栽培セラレ福羽氏園長タリ是レヨリ該園視察ノタメ時ノ顯官出張セラル、即チ明治 13 年 4 月ニハ内務権大書記官田中芳男、明治 15 年農商務大輔品川弥二郎、明治 16 年ニハ大蔵卿松方正義、農商務卿西郷従道等來村セラレ其都度北條郡長及人民総代魚住逸治等面謁シテ地方人民困憊ノ事情ヲ陳ベ福羽氏又人民ノ窮状ヲ詳細陳述スル所アリ諸卿其途次附近各村ヲ巡視セラレ民情稍上達シ疏水ノ必要モ知悉セラルルニ至ル。

## (7) 疏水工事直轄及工費一時繰替伺

明治 13 年 12 月 1 日疏水關係 6 カ村ハ水利堀割ノ儀付伺（資料 5）ヲ提出ス同 3 日付ヲ以テ直轄ノ義ハ何分ノ詮議アルヘク正当ノ順序ヲ経テ願出ツヘキ旨指令アリ依テ 12 月 16 日直ニ連合会ヲ開キ信認ノ為メ工費ニ相当スル抵当ヲ差入ルルコトニ決シ工事直轄並工費一時繰替願ヲ提出セリ。

## (8) 願書却下ト善後策

前記水路開通願並疏水工事直轄及工費繰替願書ヲ提出シ事業漸ク緒ニ就カントスルニ当リ急転直下、形勢逆転シ明治 14 年 2 月 20 日詮議ニ及ヒ難シト書面ヲ以テ願書却下セラレタリ其ノ理由トスル所ハ昨 13 年 11 月太政官布告第 48 号ヲ以テ土木費廃止セラレタルニ因ルカ如シ 3 月 7 日郡長赤堀威ハ關係者ヲ郡役所ニ招致シ前ノ趣口達セラルル一同寢耳ニ水ノ思ヒニテ驚愕一方ナラス引取りテ緊急凝議百方対策ヲ練リタル末、遂ニ従来ノ行掛リト現在ノ苦境ヲ詳述シテ今一応精確ナル測量及工費ノ幾分ノ繰替、工事直轄ノ義ヲ懇願スルニ決シ撰津国八部郡山田川ヨリ新水路開通ノ儀ニ付再懇願（資料省略）ヲ森岡県令ニ提出セリ。

## (9) 山田川疏水事業ノ継続

県ハ疏水事業ニ関シ明治 16 年 1 月 24 日県土木課粕谷属ヲ派遣シ測量ニ着手シ同年 4 月 10 日森岡県令 6 カ村ノ地況巡視アリ明治 17 年關係村ヨリ水路開削起工願ヲ提出セリ。

## (10) 疏水關係村増加盟

疏水關係連合 6 カ村ノ外明治 19 年 1 月更ニ 15 カ村ヲ加盟シ通ジテ 21 カ村トナリ印南新村外二十箇村水利組合ト称フニ至レリ其關係村名次ノ如シ。

母里村 印南新村 蛸草新村 野谷新村 野寺村 草谷村 下草谷村

天満村ノ内 国岡新村 森安村 岡村 和田新村 中村 六分一村 中一色村 国安村 幸竹新村  
北山村

加古新村

平岡村ノ内 高畑村 土山村

二見村ノ内 東二見村 福里村

### (11) 国庫金貸下ニ関スル内海本県令ノ告諭ト委員ノ答申

森岡本県令ハ地方振興ノ為メ疏水起工ヲ必要トスルモ其民力ハ到底工費負担ニ耐ヘザルヲ以テ事由ヲ詳具シ明治 17 年国庫金貸与ノコトヲ政府ニ稟請セラレシガ明治 18 年時ノ本県令内海忠勝更ニ国庫金貸与方稟請セラレタリ。

明治 19 年 1 月 26 日内海県令ハ加古郡役所楼上ニ於テ印南新村外 20 箇村戸長及請願委員ヲ招集シ次ノ告諭アリタリ。

曩ニ出願ニ係ル水利土木費拝借ハ 9 万円ナルモ到底其ノ半額ヨリ貸下ケハ成リ難シ故ニ其ノ半額 4 万 5,000 円ヲ拝借シテ弥々工事ヲ起スヤ否ヤ此事ハ余程重大ナルコトニツキ深ク思ヒ能ク考ヘテ決心スヘシ且此工事ハ県庁ノ直轄ヲ仰クヤ否ヤ、其他土木会ヲ組織スヘキコト等順序ヲ立テ懇切ニ尋問セラレタリ。

一、前記県令ノ告諭ニ対シ請願委員ハ協議ヲ遂ケ遂ニ 4 万 5,000 円ノ貸下アレバ如何様ナル困難ニ遭遇スルモ不撓不屈ノ精神ヲ以テ起工ノ決心ニ付国庫金 4 万 5,000 円貸下度旨答申ス。

二、本事業ハ余程ノ大事業ニツキ組合民業ニテ着手スルトキハ失敗ノ虞アリ依テ県庁ノ直轄ヲ仰ク事トス。(其後 19 年 7 月県直轄工事ノ義許可セラル)

三、本事業ヲ執行スルニハ人民相互ノ契約ニテ纏リ難キニ依リ改メテ水利土功会ヲ設クル事トス。

### (12) 疏水ニ係ル水利土功会組織ト開会当日ノ日誌

明治 19 年 3 月 6 日本県丙第 26 号ヲ以テ疏水ニ係ル事件ヲ議定スベキ旨県令ヨリ達セラレ直ニ水利土功会ヲ組織シ次テ加古郡長赤堀威水利土功会ノ管理者ニ指定セラレ同月 14 日始メテ水利土功会ヲ開会ス。

### (13) 水利土功費国庫金貸与セラル

水利土功費国庫金貸与ニ関シ明治 19 年 7 月 14 日借用証書ヲ提出ス。

### (14) 田辺内務技師疏水予定線ヲ实地調査ノ結果更ニ有利ナル淡河川疏水々源ヲ発見ス

本疏水工事ハ水源遠ク離レ且ツ水源ト水末トハ其地勢ヲ異ニシ一困難ノ企業ナルヲ以テ内海県令ハ技師ノ派遣ヲ内務大臣ニ稟請セラレ明治 19 年 4 月内務技師田辺義三郎ハ県属粕谷素直其他数名ト实地調査セリ然ルニ田辺技師ノ所見ハ山田川ニ取レバ土質不良ニシテ適当ナラス依テ水源ヲ淡河川ニ変更ノ計画ヲ樹テタリ尤モ御坂地方美囊川ヲ跨リ通水ノ「サイフォン」工事ハ我国最初ノ大工事ナルヲ以テ内務省傭工師英国陸軍少将パーマー氏ノ設計ニ依レリ。

## 第3章 実行時代

### 1 淡河川疏水

#### (1) 疏水路ノ変更

田辺内務技師ノ調査ニヨリ水源山田川ヲ淡河川ニ変更ノ義発表セラルルヤ地方人民未タ其ノ利害ヲ聞知セサル所ナルノミナラス噴水管伏設ノ如キ本邦未曾有ノ工事ナレバ中ニハ疑惑ヲ懐クモノアリ水利土功会ノ如キ為ニ工費予算ノ決議ヲ躊躇シ遂ニ土功会ヲ開クモ議員ノ出席少ク決議スルコト能ハサルニ至ル是ニ於テ赤堀郡長ハ郡書記ヲ派シテ議員ノ出席ヲ催告シ又戸長及人民総代等ヲ招集シテ懇篤ニ訓諭スル所アリ漸ク明治20年6月土功会ヲ開キ劈頭赤堀郡長ヨリ詳細ナル説明ヲナシ工費予算6万9,000円トシ内4万5,000円ハ国庫貸下金ヲ充テ残額2万4,000余円ハ人夫割トシテ関係反別ニ賦課スルコト及国庫貸下金償還方法ヲ議了セリ。

#### (2) 疏水工事ニ対シ知事並郡長告諭

起工ニ先ダチ赤堀郡長明治20年8月3日疏水工事関係者ニ対シ激励ノ告諭（資料省略）ヲ發シ内海知事ハ同疏水工事ニ関シ水源並沿線村民ニ対スル危害担保ノ責任確認ニツキ同年11月24日訓令第734号（資料省略）ヲ以テ加古郡長ニ同年12月12日訓令第764号（資料省略）ヲ以テ美囊郡長ニ夫々發令セリ。

#### (3) 淡河川疏水起工式

カクテ万般ノ準備整ヒ県庁直轄工事トシテ施行セラルルニ至リ明治21年1月27日印南新村播州葡萄園ニ於テ盛大ナル起工式ヲ挙ケラレ内海知事臨場祝詞（資料省略）ヲ述ブ村民亦多年ノ宿願実施セラルル歡喜ト之カ完成マテ不撓不屈万難ヲ排シテ成就セシムルノ堅キ決意ヲ示ス。

#### (4) 淡河川疏水工事着手

全線工事ヲ5工場ニ区分シ工事経験者ヲ選ミ指名入札ニ付シ以テ受負者ヲ定メタリ。

#### (5) 工費負担金ノ徴収困難ト調達策

工事ノ進行ニ伴ヒ資金調達ノ為、地元負担金人夫割ヲ賦課徴収ス工費ハ予算金6万9,255円92銭5厘ニシテ内国庫金4万5,000円ヲ控除シタル残額金2万4,255円92銭5厘ヲ関係者負担トシテ之レヲ賦課シタルニ元來疲弊極ニ達シタル當時ナレバ忽チ徴収ニ支障ヲ生ジ容易ニ之レヲ徴収スルコト能ハズ是ニ於テ水利土功会ヲ開キ工費借入レノコトヲ議決ス、然ルニ工事ハ意外ニ難工多ク且中途降雨其他ノ天災ニ妨ゲラレ進行予期ノ如クナラザリシヲ以テ不安ノ念ヲ懐ク者アリ為メニ借入金ヲ為サント欲スルモ地方ノ債主ハ此ノ事業ヲ悲觀シテ容易ニ其需ニ応セズ、是ヲ以テ赤堀郡長ハ殆ンド施スベキ策ナキニ苦シミ終ニ県知事ニ乞ヒ債主募集ノ事ヲ依頼シ其援助ヲ得テ僅カニ幾分ノ借入レヲナシタルガ如キ有様ナリキ赤堀郡長ハ猶水利土功会議員中ヨリ工費借入レノ委員ヲ選任シ諸方ニ債主ヲ募ラシメ又滞納者ニ対シテハ数名ノ属僚ヲ派遣シ日々滞納者ノ宅ニ臨ミ工費ノ納付ヲ督促セシムル等実ニ容易ナラザル煩勞ヲ以テ工費ノ収納ニ勉メタリ当時工事資金調達ニ困憊セシ折柄加古郡多木桑次郎氏

ノ厚意ニヨリ無抵当ニテ数千円ノ借入方ヲ斡旋セラル組合村ハ為メニ愁眉ヲ開クヲ得タリ氏ノ厚誼ハ特筆シ永ク伝ヘテ譲ルベカラズ、而シテ工費ノ徴収ニ最モ困難ヲ極メタルハ母里村ニシテ地租改正以来益々疲弊ニ陥リ明治9年以降ノ地租滞納者ノ処分スラ結了セザリシコト数年明治17年ニ至リ滞納人員440名ニ対シ所有地ヲ差押ヘ公売ニ附スルニ至リ、而シテ其ノ内70町歩余ハ相当買受人アリシモ残ル70余町歩ハ遂ニ官ニ没収スルノ止ムヲ得ザルニ至リシナリ、事情此ノ如クナルヲ以テ土地所有者ハ何レモ其ノ所有地ヲ担保トシテ負債ヲ起シ明治22年ノ始メニ至リテハ全村ノ負債総額実ニ2万7,140円余ニ達シ之レヲ現在戸数653戸ニ分割スレバ1戸平均実ニ41円余ニ当リ其ノ窮状推知スルニ足レリ此ノ時ニ当リ国庫ノ貸与金ハ既ニ其第1回ノ返納期ニ達シタルモ地方ノ状況此ノ如クナルヲ以テ到底返済スル事能ハズ内海知事ハ人民ノ請願ヲ容レ之レガ延期ヲ許可シタリ、而シテ人民ハ猶出資困難ナルヲ以テ終ニ明治22年10月先ノ国庫貸下金特別御下賜歎願（資料省略）ヲナシ明治23年8月ヲ以テ再ビ国庫金貸与ノ件ヲ請願（資料省略）シタルモ許可セラレザリキ、工事ハ起工以来既ニ2年余ノ時日ヲ費シテ大半成功シタルモ独り芥子山隧道ハ土質脆弱ニシテ進行スルニ随ヒ益々困難ニ陥リ容易ニ貫通スルニ至ラズ為メニ工費ノ予算ニ多額ノ不足ヲ生ジタルニ依リ赤堀郡長ハ明治23年9月10日ヲ以テ水利土功会ヲ開催シ追加予算ヲ議セシム、然ルニ既記ノ如ク工費徴収困難ナルニ起債亦容易ニ行ハレズ加フルニ芥子山隧道工事ハ其奏功ヲ見ルコト難キヲ以テ議員中将来ヲ憂フル者アリ容易ニ決議ニ至ラズ再三開会シテ同年10月20日ニ至リ原案ニ大削減ヲ加ヘテ僅カニ議決シタリ。

## （6）水利組合創設ト規約ノ制定

明治23年6月20日法律第46号ヲ以テ水利組合条例公布セラレ同年11月1日ヨリ施行従来ノ水利土功会ハ自然消滅トナリ本県令第72号ヲ以テ前ノ水利土功会ノ区域ヲ水利組合区域ト定メラレ加古郡長ヲ以テ創立委員ニ指定セラレタリ。

水利組合創立委員加古郡長赤堀威ハ総代人選挙手続ヲ定メ明治23年11月5日惣代人ヲ選挙セシム。

## （7）御坂「サイフォン」工事

疏水事業計画当初水源山田川ヲ淡河川ニ変更スルニ当リ淡河川疏水線途中美囊郡志染村御坂所属志染川ヲ跨ケサルベカラサル難関アリ其鉄管サイフォン工事ニハ当時技術ノ幼稚ナリシ時代ニテ関係者一般疑懼ノ念旺盛ニシテ変更計画決定ニ躊躇セシガ富岡県属及赤堀郡長ノ熱心ナル説明ニヨリ漸ク疏水線変更決定スルニ至レリ。

尤モ同「サイフォン」ハ我国最初ノ大工事ナルヲ以テ内務省傭工師英国陸軍少将パーマー氏ノ設計監督ニナレリ当時ノ淡河川疏水工事顛末書中ニ「御坂村噴水工（サイフォン）御坂村ノ一大溪澗ニ渉レル長サ2,482尺ノ噴水工ハ本工事中ノ最重大ナル工事トス此工事ニ用ヒシ水管ハ英国ニ注文シテ製造シタルモノ内径32寸、34寸、36寸ノ3種（34寸、36寸ノ分ハ運搬ノ便ヲ計リ3管挿入ノタメニス）ヲ接合布設シタルモノナリ管頭ニハ縦7尺横6尺高サ9尺ノ煉瓦平均1枚半ノ注水井（インレットウエル）ヲ作り先ツ之ニ通水シ鉄管ヲ通流シテ一方丘頭ニ達セシム之ヲ管尾トス茲ニ亦同様ノ噴水井「アウトレットウエル」ヲ設ク此両井水面高低ノ差8尺トシ以下ノ水路ニ接続セシム溪澗ノ中央ニ幅30間ノ志染川アリ之ニハ弧石橋ヲ架シ橋上ニ水管ヲ架載ス石橋ノ工事ハ中央ニ橋脚ヲ建テ左右ニ径間84尺ノ静水線弧橋ヲ架シ石材ハ近地産出ノモノヲ用ヒタリ水管布設ノ溝底ニ疎砂又ハ砂質「ローム」ヲ置キテ管床トナシ上部ハ単ニ日光ト沍寒ヲ避ケルタメ厚サ1尺ノ土ヲ以テ蔽フ但シ橋上架載ノ



分ハ箱中ニ蔵メタリ。

#### 工費及種別表

		工 費
噴 水 管	2,482 尺	15,203.434
噴水管架載弧橋	173 尺	4,429.628

(参考) 上サイフォンハ其後腐蝕漏水ノ箇所アルヲ以テ明治 43 年、44 年兩年度継続事業ニテ中央部伏設箇所ヲ除キ改築施工セリ此工費 1 万 7,697 円 65 銭尚其残余ノ部分ハ大正 10 年度ニ於テ伏設サイフォン地盤掘割コンクリート被覆工事施工セリ其工費 3 万 5,103 円 89 銭ヲ要セリ。

### (8) 工事竣工

既ニシテ工事ハ益々進行シ全線殆ンド成功ニ近ヅキ芥子山隧道モ日ナラズシテ貫通セントスルニ当り曩ニ水利土功会ニ於テ工費ノ大削減ヲ加ヘタルヲ以テ又々不足ヲ生ジ更ニ明治 24 年 4 月 4 日普通水利組合会ヲ開キテ工費ノ追加予算ヲ決議セシメ次デ同月 7 日ニ至リ難工タリシ芥子山隧道モ遂ニ貫通シ爰ニ水路全部ノ竣工ヲ告グルニ至ル、抑モ芥子山隧道ハ明治 21 年 2 月工ヲ起シテヨリ 3 年 4 ヶ月ノ日子ヲ費シ漸ク貫通シタルモノニテ明治 23 年 7 月工事ノ請負ヲ解約シテ県庁ノ直轄ニ移シタル時ノ如キハ 1 昼夜ノ進行開削僅カニ 2 尺ニ過ギザリシナリ、本工事ノ難業タル此隧道モ已ニ貫通シ得タルヲ以テ明治 24 年 4 月 11 日始メテ水源閘門ヲ開放シテ通水試験ヲ行ヒタルニ結果甚ダ良好ニシテサイフォンノ如キ 1 滴ノ漏水ナク通水ノ実況予期ニ違ハス 5 日間ヲ費シ同月 16 日練部屋配水所(開在縣内)ニ達シタリ此水路里程 6 里ニ達ス、而シテ兵庫縣知事林董ハ同年 6 月 2 日現場ニ出張通水ノ状況ヲ实地視察シ且加古郡長赤堀威ニ対シ疏水工事ノ引継ヲ終了シタリ、其後ノ通水ハ訓令ニヨリ 9 月 20 日ヨリ行フ。

### (9) 国庫貸与金棄捐セラル

明治 22 年ノ暴風雨ノ為メ既成工事ニ損害ノ箇所尠カラズ又作物ニモ損害多ク為メニ工費ノ徴収ニ頗ル困難シタルトコロ国庫貸与金上納期限ハ同年 6 月、20 年 6 月、24 年 6 月ノ 3 期ニ完納セザルヲ得ズ其 1 期上納ニモ差支ヘ且既成工事ノ修繕費ヲ要スルニ工費賦課ハ集マラズ一時他借セントスルモ貸与スルモノ無ク頗ル困難ノ地位ニ陥リタルヲ以テ知事ハ已ムヲ得ズ又国庫補助ヲ申請セラレタルモ成ラズ依テ曩ニ貸下ゲノ分ヲ特別ヲ以テ棄捐セラレンコトヲ稟請相成リ 25 年 3 月遂ニ許可スルノ恩命ニ接ス財政難ノ折柄關係者愁眉ヲ開ク。

### (10) 大水害ト復旧工事

以上ノ実況ナルヲ以テ明治 24 年 9 月 20 日ヨリ翌明治 25 年 5 月 23 日ニ至ル 1 通水期間ハ無事通水シ 25 年始メテ田地灌漑ノ用ニ供シタリ然ルニ同年 7 月非常ノ大雨アリテ水路ハ築堤崩潰シ隧道亦陥落遂ニ通水スベカラザルニ至レリ。

依テ直ニ復旧工事ヲ起サザルヘカラサルモ組合ハ当初工事ニ於テ既ニ資力尽キタルヲ以テ仮令姑息ノ工事ヲ施スモ到底其ノ負担ニ堪ユルコト能ハサルヲ苦慮ス。

### (11) 災害復旧工事設計ト復旧費ノ方策

前記暴雨洪水ノ砌ニハ水利組合委員魚住逸治ハ代議士ニテ東京ニ在リ此報アルヤ大ニ驚キ之ガ復旧

ニハ多大ノ工費ヲ要スレドモ是迄ニ関係村疲弊ノ中ニ疏水事業ヲ起シタルモノニテ工費負担ニ苦ミ居ル場合ニ今又之ガ復旧ニ多大ナル工費ヲ負担スルコトハ到底不可能ノコトナリサレバトテ今之ヲ放棄セバ是迄ノ苦心経営シタルコトガ空シク水泡ニ属スルコト故ニ放棄スルヲ得ズ如何セント焦心苦慮漸クニシテ復旧方策ヲ案出セリ即チ該復旧工費ヲ河川法ニ準シテ県下水害復旧工費地方税国庫補助ト共ニ国庫補助ヲ仰ク策ヲ案出シ此方策ヲ水利組合委員村長岩本須三郎及同組合委員松尾要蔵兩名ヘ宛テ電報ニテ大意ヲ報知セリ爰ニ於テ兩名ハ直ニ管理者ニ通報セリ。

管理者阿部郡長ハ直ニ之ヲ組合委員ヘ謀議スルト同時ニ周布知事ニ申請セシニ知事モ亦之ヲ可トセラレ乃土木技師ヲシテ復旧工費設計ヲ 3 様ニ見積ラセラレ其 1 ハ単ニ旧形ニ復スル修繕ニ止マル工費 5 万円乃至 6 万円、其 2 ハ従前ニ少シク改良ヲ加ヘ 9 万円、其 3 ハ尚之ヲ極メテ完全ノ工事トセバ 18 万円ナリ知事ハ其内積極の方針ヲ取り 18 万円ヲ費シテ完全無欠万世不易トスルノ意見ヲ管理者ニ示サレ此工費ハタトヘ地方税ヲ以テ補助スルモ猶組合ノ負担輕カラサルニ依リ同月 19 日訓令第 791 号（資料省略）ヲ以テ組合ノ再考ヲ促サレタリ。

## (12) 復旧工費地方税補助ヲ県会ニ提議

周布知事ハ前記復旧工費予算議決ニ基キ臨時県会議ニ提出セラル魚住委員ハ京地ヨリ本案ヲ県会ニ於テ可決スルニアラサレバ地方税国庫補助ヲ受クルコトヲ得ズ何レ県会議ニ異議者アルベキヲ予想シ知己ノ県会議員ヘ予メ書面ヲ以テ交渉往復ヲナシ可決スル様注意シ該案ノ議題ニ上ルヤ果シテ大反対者アリ議場喧噪囂々県会創始ヨリ未曾有ノ騒擾トナリ議會ノ景状殆ンド危ウカリシガ取決ノ際僅ニ 2 名ノ多数ニテ遂ニ原案ニ決セリ。

## (13) 知事水害復旧工費地方税国庫補助稟請及貴衆兩院通過

周布知事ハ前記県会議決ニ基キ県下水害復旧工費国庫補助ト共ニ疏水復旧工費ヲ政府ニ稟請セラレ政府当局者モ之ヲ可トシ貴衆兩院ニ提議ナリ兩院ニ於テモ普通河川費補助トハ稍々性質ヲ異ニスルヲ以テ疑問モアリシガ知事ハ当時貴族院議員タリシヲ以テ大ニ斡旋セラレ衆議院ニ於テハ魚住逸治代議士ガ開会前ヨリ政府当局者ニ陳情ヲナシ又議員ニモ陳情シ遂ニ兩院共異議無ク可決セリ此際組合工事委員松尾要蔵、上田幸次郎兩名ガ組合会ヲ代表シ陳情ノ為メ上京斡旋セリ。

## (14) 復旧工事委員選定

明治 26 年 3 月組合会ノ選挙ニ依リ委員次ノ如シ。（資料省略）

## (15) 復旧工事着手

明治 26 年 7 月復旧工事着手本工事ヲ甲乙二種ニ區別シ其至難ノ部分ヲ甲号トシ県庁ニ託シ其他ノ工事ヲ乙号トシ組合自ラ施行スルコトトシ県庁土木課ハ特ニ熟練ノ技師ヲ派シ工事主幹トシ多クノ僚屬ヲ以テ工事監督ニ充ツ。

## (16) 知事復旧工事視察

工事成功ニ近ヅキタル明治 27 年 4 月 19 日知事親シク疏水線ヲ視察セラレ母里村野谷新村松尾要蔵方ニ於テ関係町村長及工事委員常設委員等ニ対シ懇篤ナル告諭ヲ与ヘラレ総代答辭ヲ述ブ。

### (17) 北白川宮殿下ノ御視察

明治 27 年 5 月 20 日工事将ニ終ラントスル前月第四師団長北白川宮殿下ニハ特ニ本疏水路ヲ巡視アラセラレ親シク工事ノ実況ヲ視察セラレタルハ我組合ニ取りテ限りナキ荣誉ナリ。

### (18) 復旧工事竣功疏水全通並竣功式举行

明治 27 年 4 月疏水幹枝線共大小工事完成同年 5 月疏水全通シ爰ニ至テ疏水線構造完全無欠万世不易トナレリ就テハ同年 12 月 23 日母里村大字野寺村高蘭寺境内ニ於テ竣功式举行セリ顧レハ明治 11 年初メテ水路開通願ヲ提出シテヨリ 17 年ココニ完成ヲ見ルー同ノ歡喜察スルニ余アリ。

### (19) 疏水路潰地永代貸借契約

淡河川疏水線路潰地ハ総テ買収シタルモ九鬼家所有分ハ永代貸借契約締結セリ同家ヨリ差出シタル永代約定証次ノ如シ。(資料省略)

## 2 山田川疏水

### (1) 山田川疏水事業ノ再興

山田川疏水ハ明治 20 年水利土功会ニ於テ淡河川疏水ニ変更決議以来一旦廢案トナリシモ淡河川疏水ノ利益ヲ受クル土地ノ次第ニ変換開墾増加スルニ伴ヒ水量不足ヲ告クルニ至リ明治 29 年復活ノ議起リ組合ハ工学士河野天瑞ヲ聘シテ水路ノ測量ヲ為サシメタルモ当時淡河川疏水復旧工事後日尚浅ク未償還負債多カリシヲ以テ単ニ測量設計ニ止マル明治 38 年組合負債償還終リタルト既設淡河川疏水ノ水量十分ナラス毎年夏季ニ水利ニ関スル問題屢々ニ頻出スルト、モト明石郡神出村外 1 カ村普通水利組合カ其ノ創立ノ際将来本水利組合へ合併スヘシトノ内約アルノ故ヲ以テ年々加入ヲ迫リ来ルモ現在組合内ノ灌溉水量スラ不足ヲ告ケツツアル場合如何トモナスコト能ハス而モ其ノ要求ハ全然峻拒シ難キ事情アルヲ以テ管理者三輪信一郎ハ更ニ水源ヲ拡張シテ是等所要ニ応セントシ窃ニ調査研究スル所アリ偶々加古郡神野村ニ灌溉用揚水機据付ノ挙アリ当時農商務技師某出張之カ調査ヲ為シタルヲ以テ管理者ハ之ニ就キ揚水機械ニ付推究スル所アリ遂ニ淡河川及山田川ノ合流点タル美囊郡志染村御坂ニ揚水機械ヲ据付ケ淡河川疏水線路へ揚水シ一面、組合内ノ補水ニ充ツルト共ニ一面明石、美囊両郡ニ広ナル未開墾地アルヲ以テ之ニモ灌溉センコトヲ企テ両郡長ニ諮リ賛同ヲ得、明治 39 年 6 月 6 日常置委員ニ諮問シ是又協賛ヲ得実施ニ入ラントセリ。

### (2) 水源拡張調査順序

管理者ハ美囊、明石両郡長並ニ組合常置委員ノ賛同ヲ得タルヲ以テ直チニ水源拡張計画ノ案ヲ立テ調査順序ヲ定メタリ。(資料省略)

### (3) 事業計画ヲ知事ニ内申技師派遣ヲ申請

管理者ハ調査順序考案ヲ知事ニ内申認諾ヲ得タルヲ以テ明治 39 年 7 月 15 日町村長会同ノ際神野、八幡、野口、平岡、二見、阿閉ノ各村長ニ新規開墾ノ見込反別調査方ヲ委嘱シ一面組合内ノ補給反別ヲ調査シ尚美囊、明石、両郡長ニ照会シテ両郡内ノ未開墾地調査ヲ依頼シタリ。

何レモ調査ノ結果約 1,450 町余歩アルコトヲ確メタルヲ以テ管理者ハ知事ニ技師派遣方ヲ申請シタリ。

服部知事ハ申請ヲ容レ同年 8 月 31 日技師佐藤長太郎ヲ美囊郡御坂村ニ出張セシメ山田川ノ水量並ニ揚水機械設置ノ適否ヲ調査セシメラレ調査ノ結果優ニ 2,000 町歩ノ灌溉ニ適シ且ツ揚水機械ノ設置モ亦困難ナラサルベシトノ事ナリシ。

#### (4) 御坂地方ニ蒸気揚水機設置ノ義諮問

明治 39 年 9 月 22 日管理者ハ臨時組合会ヲ開キ次ノ諮問案ヲ提出シタリ。

##### 第 1 号諮問案

本組合疏水ノ水源タル淡河川ハ水量乏シク為メニ雨量少ナキ年ニ在リテハ組合内ノ用水タニ欠乏ヲ来タスコト往々ナリ就テハ此際美囊郡御坂ナル山田川及淡河川ノ合流地附近ニ蒸気揚水機ヲ設置シ現在ノ疏水路ニ揚水ヲ為スノ目的ヲ以テ之レカ調査ヲ為サントス尤モ調査ノ結果水量ニ余裕アルコトヲ認メタルトキハ相当条件ヲ以テ明石、美囊両郡及本郡（組合区域外）ノ加盟ヲ承諾セント諮問ス。

組合会ニ於テハ本案審査ノ未滿場一致ヲ以テ可決シタリ依テ管理者ハ直チニ明治 39 年度ノ追加予算トシテ水源拡張調査費金 701 円ノ歳入歳出予算ヲ提出シ即時組合会ノ議決ヲ経タリ。

#### (5) 揚水機械設置ヲ中止シ山田川疏水計画ニ決定

管理者ハ前記議決ニ基キ知事ニ具申シ調査ノ為メ吏員ノ派遣ヲ請願シタルヲ以テ知事ハ技師佐藤長太郎ニ命シテ調査方針ヲ定メシメ明治 39 年 10 月 5 日土木技手推崎寅助其他ヲ派シ实地ノ踏査ヲ為シ測量調査ニ従事セシメタリ。

県佐藤技師ハ推崎技手調査研究ノ結果ヲ考査シ山田川疏水ヲ起スト揚水機械ヲ設置スルトノ利害ヲ講究シテ遂ニ山田川疏水ヲ起スコトノ将来ニ利益ナルコトヲ確定セラレタリ因テ明治 40 年 3 月 15 日加古川高等小学校ニ加古、明石、美囊 3 郡長並ニ 3 郡ノ関係町村長組合常置委員及 3 郡ノ主タル関係者ヲ招集シ佐藤技師ヨリ昨年来調査ノ結果ヲ報告シ且山田川疏水ノ有利ナルコトヲ説明セラル其他要旨大要次ノ如シ。

御坂村ニ揚水機械ヲ据付クルコトハ不可能ニアラサルモ其工費ハ設備費並ニ水路費淡河川疏水路ノ修繕費ヲ合シテ約 19 万円ヲ要シ山田川疏水工費ヨリ 5 万余円ノ減少ヲ来スヘキモ揚水機械ハ 15 年乃至 17 年ニハ必ス取換ヲ要スヘク之レカ費用尠ナカラサルノミナラス年々ノ石炭消費額亦莫大ナリ殊ニ石炭ハ明石又ハ二見若クハ高砂港ヨリ御坂ニ運搬ヲ要スルニ付此運送賃亦尠カラス為メニ毎年ノ經常費ハ非常ノ多額ヲ要スヘシ之ニ反シテ山田川疏水ハ其工費約 24 万円ヲ要スルモ此支出ハ一時限リニシテ将来ノ維持保存ニ就テハ僅少ノ修繕費ニ止マリ其他ニ何等ノ費用ヲ要セス而シテ機械ハ時々運転上ノ故障ヲ生スヘキモ疏水ハ殆ント故障ナシ故ニ一時ノ支出ハ揚水機械設置ヨリ多額ナルモ将来ノ保存費少ナクシテ安全ナル山田川疏水ヲ起スコトハ最モ策ノ得タルモノナルコトヲ信ス。

佐藤技師ノ説明ハ 3 郡関係町村長並ニ関係者モ之ヲ諒トシ説明後組合管理者ヨリ種々協議ノ末山田川疏水ヲ計画スルコトニ決定シタリ。

#### (6) 山田川疏水ニ依ル加盟条件

明治 40 年 4 月 20 日臨時組合会ヲ招集シ次ノ加盟条件（資料省略）ヲ提出シ組合会ノ議決ヲ経タリ。

## (7) 山田川疏水ノ為メ新規加盟反別

加盟条件既ニ組合会ニ於テ可決シタルヲ以テ加盟勧誘ニ着手セシガ明治40年8月10日管理者三輪信一郎ハ明石郡長ニ転任シ山田知秀加古郡長ニ任セラレ管理者トナル。

山田管理者ハ前任管理者ノ計画ヲ継承シ事業ノ遂行ニ勉メ各郡ノ未加入者ニ対シ大ニ勧誘ヲ試ミタリ其結果同年12月末ニ至リ加入確定ノ反別総計948町3畝10歩ヲ得タリ其町村別反別次ノ如シ。(資料省略)

## (8) 組合組織ヲ変更シ淡河川山田川普通水利組合ヲ組織ス

山田川疏水ニ依ル新規加入反別確定シタルヲ以テ管理者ハ明治41年1月29日加古郡母里村外四箇村普通水利組合会ヲ加古川町ニ招集シ次ノ議案提出シタリ。(資料省略)

## (9) 山田川疏水幹線工事ノ実測及起工出願許可

明治41年3月31日組合会ニ於テ水源拡張費ニ係ル俸給、測量費、雑費等金6,000円ノ予算ヲ議決シ同年4月大塚仲蔵ヲ組合技師ニ、5月橋井三十郎ヲ技手ニ任用シ幹線測量事務ノ準備ニ従事セシメ尚本県技師佐藤長太郎ニ設計監督ヲ囑託シタリ。

幹線工事ノ調査略結了シタルヲ以テ9月17日附ヲ以テ工事起工許可ノ件ヲ知事ニ出願シタルニ知事ハ関係地各村会ニ対シ支障ノ有無ヲ諮問シタリ然ルニ関係各村会ノ意見区々ニシテ容易ニ答申セズ其間紆余曲折アリシガ漸ク明治41年12月11日ヲ以テ山田川疏水工事起工ノ件許可セラレタリ。

## (10) 幹線工事資金ノ調達

工事起工既ニ許可セラレタルヲ以テ管理者ハ明治42年1月14日組合会ヲ招集シ明治42年度歳入歳出予算並ニ山田川疏水工事費及本工事費ノ継続年期支出方法ヲ提出シ尚本工事費ハ全部借入金ヲ以テ支弁スルコトトシ起債並ニ償還方法ヲ提出シテ何レモ組合会ノ議決ヲ経タリ其起債並ニ償還方法次ノ如シ。(資料省略)

## (11) 起工準備ト用地買収

工事資金準備全ク調ヒタルヲ以テ直チニ起工準備ニ着手ノ要アリ依テ明治43年4月13日臨時組合会ヲ招集シテ臨時吏員ニ関スル俸給其他給与規程ヲ議決シ元宮崎県技師吉田登ヲ技師ニ任用臨時工事事務所長トシ明治43年5月三木町ニ臨時事務所ヲ設ケ兵庫県技師佐藤長太郎ヲ監督ニ囑託シ事務ヲ開始シ着々準備ヲ進メ且ツ用地買収ハ明石郡ヨリ始メ美囊郡、武庫郡所屬地関係者ニ交渉セシガ容易ニ解決セズ其間主任組合書記山本下賜夫屢々出張関係郡長、郡書記ノ応援ヲ得テ交渉努力スル処アリシガ漸ク明治44年2月全部ノ買収ヲ終了セリ又一面組合直営工事タルコンクリート製作工場ヲ三木町ニ置キ之カ製作ニ着手シタルヲ以テ組合ハ県知事ニ実地ノ巡視ヲ請ヒタルニ服部知事ハ同年10月6日佐藤技師ヲ随ヘ巡視セラル。

## (12) 工事着手ト起工式挙行

用地買収並ニ起工準備調ヒ明治43年12月第1回工事請負入札ヲ行ヒ翌44年1月請負人ヲ確定シ水源及堰堤工事其他5カ工区ニ分割シテ請負ヲ締結シタルヲ以テ同44年2月9日明石郡神出村ノ内東村ニ於テ起工式ヲ挙ク当日出席ノ主ナル来賓ハ服部知事、不破内務部長、佐藤技師、小野県農事試

験場長、森野事務官補以下関係県属、伊藤貴族院議員、3郡関係衆議院議員及県会議員、県参事会員、郡会議長、関係郡長、郡書記等ニシテ町村長、区長等ヲ合シ無量 500 名盛會ヲ極メタリ。

### (13) 幹線工事ノ難工

是レヨリ先幹線工事ニ在リテハ何レモ難工事ニシテ其ノ水源取入口ヲ武庫郡山田村坂本ニ於テシ幹線総延長 5,913 間 6 分内隧道 19 カ所此延長 2,832 間 4 分、開渠延長 3,023 間 4 分、暗渠延長 56 間 6 分ニシテ右隧道ノ内堅岩隧道 11 カ所延長 1,377 間 8 分、軟岩隧道 3 カ所延長 190 間 9 分、土質隧道 5 カ所延長 1,263 間 7 分ノ 3 種ニ区分シ工事施行申請負者ト債権者トノ間ニ紛擾生ジ為メニ工事ヲ遷延シタルニ依リ組合ニ於テハ工事進行上ニ付屢々督促ヲナスト雖モ更ニ其効ナク工事ノ遅延ハ却テ其ノ度ヲ増シ遂ニハ隧道工事ノ一部ヲ除ク外全ク休止ノ状態ニ立至リ茲ニ於テ管理者ハ本工事ノ請負者ハ到底工事ヲ完成セシムルコト能ハザルモノト認メ大正元年 11 月ニ至リ終ニ之レガ工事請負契約ヲ解除シ直チニ技術員ヲシテ残工事ノ設計ニ従事セシメ同年 12 月設計略成リタルヲ以テ指名入札ニ依リ各工区ノ工事ヲ入札セシメ第 5 工区ノ全部及第 1、4 工区ノ一部並ニ水源堰堤工事ハ直チニ請負契約ヲ締結シ残余ノ工事ハ大正 2 年 3 月随意契約ヲ以テ請負ハシメタリ、而シテ同年 4 月ニ至リ水路ノ残工事全部ヲ再ビ工事ニ着手シ以来力メテ其ノ進行ヲ計リ全線ヲ通ジテ略予定ノ進行ヲ見タリト雖モ独リニ、三隧道ニ至リテハ作業ノ困難全ク予想外ニ在リ則チ岩石隧道ニアリテハ 9 号、11 号ノ両隧道ハ其ノ質頗ル堅岩ニシテ進行ニ伴ヒ益々堅硬ヲ加ヘ一昼夜ノ工程僅カ 2 尺ニ滿タズ甚ダ敷ハ三、四寸ニ止マルコトアリ、一方 15 号隧道ハ作業益々困難ニ陥リ前途ノ事計ルベカラズ、元來本隧道工事ハ本疏水中最モ困難ヲ極メタルモノニシテ地質ハ軟弱ナル砂利層ヲ以テ作ラレ其ノ進行ニ從ヒ益々劣悪トナリ湧水甚ダ敷辛ジテ支保工ヲ施スモ忽チ崩壊シ其ノ危険ノ状言語ニ絶ス、斯ノ如ク危険ニシテ且困難ナル個所ニ逡巡セバ其ノ完成ノ期殆ンド計ルベカラズ、茲ニ於テ其方向ノ一部ヲ転スルノ優レルニ若カズト認メ東西両口共最モ困難ナル個所ニテ各 20 度宛ノ屈曲ヲ行ヒ更ニ勇ヲ鼓シテ掘削ヲ続行シ斯クノ如クシテ遂ニ大正 3 年 12 月中旬漸ク貫通シ引続キ坑内コンクリート塊ノ巻立ニ従事シ大正 4 年 1 月末全部ノ巻立ヲ終リ爰ニ工事全部竣工ス、次ニ支線及溜池工事ハ土地ノ買収略ボ終了シタルヲ以テ各支線工事ノ競争入札或ハ随意契約等ノ方法ニ依リ請負人ヲシテ工事ヲ請負ハシメ溜池工事ハ出働団ニ請負ハシメ何レモ幹線工事同様技師総監督ノ許ニ各技手ヲ督励シ大正 4 年 3 月ニ至リ大部分ヲ完成シ土地買収其ノ他ノ関係上遅延セシ個所モ亦大正 8 年 2 月愈全部ノ完成ヲ告グルニ至レリ。

幹線工事ハ水源ヲ武庫郡山田村坂本ニ取り同村衝原、美囊郡志染村三津田、明石郡押部谷村福住、西村ヲ經テ美囊郡志染村広野新開ニ達スル延長 5,913 間 6 分、内隧道 19 カ所アリテ之レガ延長ノ最モ長キハ第 15 号隧道ノ 465 間ナリ。

幹線水末淡河川疏水ト合流点ニ水力発電所ヲ設ケ之レガ電力ヲ利用シテ広野新開ノ高地ニ揚水シ広野新開及明石郡神出村ノ一部ニ灌漑スルコトトセリ。

### (14) 支線及溜池工事

本疏水工事ハ幹線工事ニ次ギ之レニ附属スル支線及溜池ノ築造ヲ為サザレバ当初ノ目的ヲ達スルコト能ハザルニヨリ管理者ハ明治 43 年 7 月臨時組合会ニ於テ之レガ調査費 6,062 円ノ追加予算ヲ議決セシメ同年 9 月ヨリ調査測量ニ着手シ翌 44 年 3 月終了シテ予算ヲ決定シ引続キ各関係地ノ負担状況ヲ查考シ其ノ工費 85 万 6,485 円ノ内金 80 万 700 円ヲ起債スルコトトシ之レガ財政計画ヲ樹テ明治 45 年 4 月臨時組合会ニ於テ決議ノ上同年 5 月 9 日地方貸付資金供給ノ件ヲ内務、大蔵両大臣ニ稟請セリ

内務、大蔵両省ニ於テハ明治 45 年 6 月以來支線溜池ノ工事ノ設計及財政計画ヲ調査ノ末大正 2 年 3 月ニ至リ其ノ必要ヲ認メ大正元年度地方貸付資金 40 万円ヲ供給スルコトヲ許可セラレ尚残余ノ工費ハ大正 2 年度ニ於テ更ニ起債稟請スベキ旨ヲ通達セラル。

支線ハ美囊郡志染村ヨリ分岐シテ同郡別所村下石野ニ達スル別所支線、明石郡神出村東ヨリ分流シテ明石郡岩岡村及魚住村ニ達スル岩岡支線、美囊郡志染村広野新開ヨリ分流シテ明石郡神出村及同郡押部谷村、平野村ニ達スル神出支線、並ニ明石郡神出村紫合ヨリ在来淡河川疏水森安支線ニ合流シテ加古郡野口村及神野村ニ達スル森安支線、美囊郡志染村広野新開ヨリ分流シテ同郡三木町及久留美村ニ達スル三木支線ノ 5 支線ニシテ其延長約 13 里余トス、其ノ内岩岡支線ハ延長 9,480 間、森安支線 7,137 間 4 分、別所支線 5,710 間 4 分、神出支線 3,800 間、三木支線ハ 617 間ナリトス。

溜池総数 62 カ所内広野支線 4 カ所、神出支線 7 カ所、別所支線 13 カ所、岩岡支線 32 カ所、森安支線 5 カ所外ニ幹線所属 1 カ所アリ。

### (15) 幹線工事竣工ト竣工式挙行

工事着手以來予定ノ工程ヲ以テ進行中ノ処偶々明治 44 年 12 月以來請負者ト其債権者トノ間ニ紛擾ヲ生ジ為ニ契約解除更ニ指名入札ヲ以テ請負契約ヲ締結スル等其間迂余曲折アリシガ工事中難工事タリシ第 9 号第 11 号及第 15 号隧道大正 3 年 12 月中旬貫通シ明治 44 年 2 月工事ヲ起シテ爰ニ満 4 カ年大正 4 年 3 月 10 日明石郡岩岡村小学校庭ニ於テ竣工式ヲ挙行セリ。

### (16) 水力発電所及揚水所施設

ア 広野発電所、同揚水所

美囊郡志染村広野新開及明石郡神出村ノ内五百蔵及同村ノ内東地区ノ一部高地ニ灌漑セシムル目的ヲ以テ山田川疏水幹線水路ト淡河川疏水幹線水路ト合流地点ニ於ケル落差ヲ利用シ発電シ即チ自家用電気工作物施設ノ件明治 45 年 2 月 29 日逋信大臣ノ認可ヲ得大正 4 年 3 月 16 日西部逋信局長ヨリ使用認可アリタリ。

イ 神出發電所、岩岡揚水所

明石郡岩岡村岩岡ノ一部高地ヲ灌漑スル為メ同郡神出村北地内疏水幹線ノ落差ヲ利用シ水力電気発電所ヲ設置岩岡村大字印路ニ揚水所ヲ設ケ送電シ高サ 20 尺ノ個所ニ築造セルポンプ池ニ揚水溜溜目的ニテ大正 10 年 7 月 2 日大阪逋信局長ヨリ自家用電気工作物施設ノ件認可ヲ得大正 11 年 3 月 6 日同局長ヨリ使用認可アリタリ。

### (17) 出働団ノ組織ト溜池工事請負

大正 2 年 3 月日本勸業銀行ハ組合ニ対シ資金貸出ノ一条件トシテ組合員ノ支線溜池工事ニ因テ得タル労役賃金ノ一部貯蓄方法設置方ノ要求アリ管理者之ヲ諒トシ溜池灌漑区域ノ組合員ヲ以テ出働団ヲ組織シ之レニ依リ工事ヲ成功セシムルモノトシ次ノ出働団規約標準（資料 6）ヲ定メ極力本規約ノ履行ニ勉メ関係者ハ各組織シテ着々工事ノ進行ヲ計リ大正 8 年山田川疏水支線及溜池全部竣工セリ。

### (18) 山田川疏水保全工事

工事施行後幹線及支線共ニ切取及盛土等ヲナシタル個所ハ漏水スルヲ以テ漸次両側及底共混凝土ヲ以テ各水路ヲ厚 3 寸乃至 5 寸ノ内側ニ漏水止工事ヲ施シ今ヤ殆ンド全線ニ亘リ混凝土壁ヲ施行シ完全

ニ水量ヲ疏通セシムルニ至レリ、現今幹支線ニ於テ最初計画ノ平均量ニ於ケル約3倍ヲ流下シツツアリ、亦溜池ニ対シテハ築造後漏水ノ甚ダ敷モノハ漸次之レガ改良工事ヲ施行シ現今各池共稍々完全ニ瀧溜スルヲ得ルニ至レリ。

### (19) 山田川疏水ノ効果

灌漑反別ハ企画当時ノ開墾予定総反別 1,393 町余歩ナリシモ愈工事ノ完成ト共ニ事実灌漑不能、開墾困難等ノ土地ヲ除斥シ其後毎年宅地ニ変換、其ノ他道路敷、軌道敷等ノ潰地ヲ除盟セラル。以テ現在ニ於ケル区域要水反別 873 町 5 反 4 畝 8 歩トナリ、収穫ニ於テハ起工前原野、山林、畑等ナリシヲ以テ殆ンド米ノ収穫ヲ見ザリシガ現今ニ於テハ 1 反歩平均収穫 2 石 5 斗余即チ約 2 万 2,000 石ノ収穫ヲ得ルニ至レリ。

### (20) 疏水開通ニ抛ル収益

本疏水事業ノ施設ニ伴ヒ淡河川疏水関係区域ハ地元ニ於テ溜池ノ新築及在来溜池ノ増築多数ニ施工セラレ従前ノ畑地、山林、原野ヲ開墾シテ水田トナリ、従テ産米額ノ増加及土地実価増額夥シク山田川疏水関係区域溜池ハ多ク組合ノ事業トシテ築造セシガ之ニ附帯シテ神出、岩岡、魚住、大久保村所屬地ニ於テ大正 4 年以來各耕地整理組合ヲ組織セラレ耕地整理法ニ基キ畑、山林、原野ハ開墾セラレ理想的水田ト化シ産米額ノ増加ハ勿論殊ニ岩岡、魚住村ニ於テ煙草ノ栽培ガ稲作ト輪作スル事ニヨリ品質良好並ニ収穫増産ヲ来シ一般関係組合員ノ疏水事業ニ抛リ享クル利益甚大ナリ。

当初産業ノ不振疲弊ニ喘ギ遂ニ疏水事業ヲ發起スルニ至リタル母里村ノ収益概数別記ノ如シ。(資料省略)

## 3 補水工事

### (1) 県営山田池築造

山田川疏水既ニ竣功ヲ告ゲ組合区域内追々開墾、変換等行ハレシガ一般ニ用水不足ヲ告ゲ殊ニ大正 13 年ハ空梅雨ニテ組合区域内未曾有ノ旱魃ニ遭遇シ之ガ対策考究スルコトトナリ、橋本管理者ハ組合技師佐藤東眞ニ命ジテ調査セシメ、武庫郡山田村衝原字一ノ瀬谷ニ溜池築造ノ計画ヲ樹テ常設委員ニ諮リシガ其工費概算約 21 万余円ヲ要シ当時組合債未償還金多額ニテ組合員ノ負担荷重ノ為メ組合費ノミニテ到底起工ノ運ビニ至ラズ調査ノ儘トナレリ。

其後政府ニ於テハ用排水幹線事業補助ノ途ヲ設ケラレシヲ以テ昭和元年 12 月今田管理者ハ県ニ技術員ノ派遣実地調査方ヲ申請シ昭和 2 年 8 月 13 日臨時組合会ヲ開キ県営トシテ山田池築造申請ノ義議決シ同月 18 日附本県知事ニ申請シタリ。

同月管理者更迭後任佐藤管理者ハ前任者ノ計画ヲ継承シ更ニ本県ニ歎願スル処アリシガ昭和 3 年 7 月用排水改良事業補助要項ニ基キ県営事業トシテ施工セラルルコトニ承認即チ昭和 3 年度ヨリ向 5 ヶ年継続事業トシ事業費予算金 30 万円内国庫補助 5 割、県費負担 1 割 5 分、其残額ヲ組合負担トシ組合負担金ハ之ヲ起債許可ヲ仰グコトニ決セリ。

県ハ直ニ武庫郡山田池農業水利改良事務所ヲ設ケ赤羽技手外数名ノ技術員ヲ派シ工事起工ニ着手セリ。



昭和4年3月26日地鎮祭執行。

昭和8年3月28日全部ノ竣功ヲ告ゲ同池堰堤外広場ニ於テ竣工式ヲ举行セリ。

昭和8年ハ亦空梅雨ニテ一般用水不足セシガ8月1日山田池竣功後始メテ抜樋放水ヲ行ヒ山田川疏水臨時水ト合流通水灌溉ニ供セリ。(当時貯水83尺)

## (2) 山田池集水引水路新設工事

曩ニ県営山田池築造完成セシモ其集水面積57町歩ニシテ下流水利関係上集水面積ノ拡張ナラズ貯水量不足ノ怨アリシガ組合ハ溜池下流水利関係者ト協調ヲ遂ゲ山田池ノ東方衝原字南山地内集水面積58町歩ニ亘ル地域ニ於テ引水路ヲ新設以テ山田池ノ貯水量増加ノ計画ヲ樹テ昭和10年3月通常組合会ニ於テ工事費予算及県農業土木補助々成ヲ受ケ施工ノ義議決シ同年5月11日県へ申請、同8月22日地鎮祭執行工事ニ着手セリ。工事施工箇所ハ山ノ中腹ニシテ峻嶮ナルヲ以テ難工事ナリシガ昭和12年5月竣功ヲ遂ゲ同月16日山田池堰堤上ニ於テ竣工式举行セリ。

## (3) 僧尾川引水路新設工事

本組合灌溉用水常ニ不足ニ鑑ミ補水ノ為メ山田池築造セシガ尚淡河川疏水関係地ニ於テモ補水ノ引水ヲ搜索スル処アリ昭和8年6月片山管理者、長谷川主事、佐藤技師淡河村ニ出張、僧尾川溪流水ヲ淡河川疏水幹線ニ流入セシムルノ計画ヲ樹テ地元関係者ニ交渉シ続テ地方振興農業土木補助々成ヲ仰ギ起工センコトヲ県耕地課ノ承認ヲ受ケ益計画ヲ進メ同年12月26日臨時組合会ニ於テ施工ノ件議決シ本県へ補助申請書提出セシガ昭和9年1月26日知事ノ許可ヲ受ケタリ。

昭和9年2月19日潰地買収ヲ終リ3月7日地鎮祭執行工事ニ着手セリ。

同月本工事ヲ昭和8、9兩年度継続事業ノ許可ヲ受ケ工事ノ進捗ヲ計レリ。

同年7月管理者更迭後任木村管理者前任者ノ計画ヲ継承セリ。

工事中第4号隧道工事土質ノ関係上土砂陥落シ難工事ナリシガ漸ク昭和10年10月工事竣功シ同月21日竣工式ヲ举行セリ。

## (4) 淡河川疏水期限外引水問題

山田川疏水ハ事業開始以来期限外ト雖モ水量豊富ナル時ハ時々引水セルモ淡河川疏水ハ水源地方トノ水利関係ニテ期限外引水ハ多年ノ懸案ナリシガ昭和9年4月片山管理者、長谷川主事、佐藤技師及常設委員魚住正継、井上末光、小林政太郎、北村新三郎、赤松治次、安福順太郎、田中保信ハ期限5月20日ヲ同月31日ニ延長尚山田川同様常水引水ニ関シ水源地方関係者ニ交渉ヲ開始シ爾來屢々水源地方ニ出張シテ淡河村長同関係区長及水利関係者ト交渉スル処アリシガ水源地方関係者ハ多額ノ補償費ヲ要求且ツ関係者間意見ノ一致ヲ見ズ止ムナク引水期限ノ延長及常水引水ハ他日ニ譲リ降雨出水ノ際ハ県訓令(明治20年12月12日)ニ基キ組合ニ於テ引水スル旨ヲ言渡シ交渉打切りタリ。

同年7月13日降雨出水ニ付取入口開扉通水セリ然ル処翌14日水源関係者ハ組合へ考慮方申来リタリ。

7月14日管理者更迭アリ後任木村管理者同問題ヲ継承シ又々地方関係者ト屢々会見スル処アリシモ尚同関係者間ノ意見一致セザルヲ以テ解決スベキモアラズ其儘停水期間ヲ経過セリ。翌年6月23日降雨出水アリ組合ハ復又県訓令ニ基キ開扉通水セシガ水源関係者集り来リ騒ギ立テシモ解決セズ其後迂余曲折ノマ、経過セリ。

越テ翌 11 年 5 月 31 日出水ニ付開扉通水開始セシガ森川加古川警察署長、西崎三木署長、組合ト水源関係者間ニ立チ調停方申出アリ依テ 6 月 8 日両者三木署ニ於テ立会会見意見ノ交換互ニ甲論乙駁相譲ラズ漸ク両署長ノ斡旋ニ依リ 6 月 14 日遂ニ別記ノ契約書（資料省略）締結シ解決セリ。

爾来水源地方関係者トハ協調シ毎年期限外引水上何等停頓ナク円満ニ通水セリ。

### （５）災害復旧工事ト工事費補助々成申請

明治 25 年ノ大洪水ニヨリ竣功シタバカリノ淡河川疏水大災害ヲ蒙リ之ガ復旧工事及地方税補助々成申請ハ別項記載ノ通りナリ即チ淡河川、山田川両疏水関係幹支線水路ハ其延長 5 万 2,000 有余間ノ長距離ニ亘ルヲ以テ豪雨等ニヨリ災害被害ヲ受クル事尠ナカラズ之ガ復旧工事施工並ニ国県費補助々成申請次ノ通り。

大正 10 年 9 月 25 日豪雨ノ為メ山田川幹線第 1 号隧道上手開渠決潰及隧道第 17 号、第 18 号間ノ築堤決潰シ之ガ復旧工事費 7,629 円 76 銭ヲ要シ内県費 3,677 円 10 銭ノ補助を受け施工セリ。

大正 15 年 3 月 22 日広野第 1 号池底部山田川幹線第 19 号隧道ニ陥落之ガ復旧費 2 万 2,519 円ヲ要シ県費ノ補助々成申請シテ 1 万 577 円 40 銭ヲ受ケタリ。

昭和 7 年 7 月 2 日ノ豪雨ニヨリ淡河川水源堰堤破損、山田川幹線水路決潰並ニ淡河川幹線広野隧道陥落等災害アリ之ガ復旧工事費 2,297 円 60 銭ニシテ内県補助金 1,022 円 40 銭ヲ受ケタリ。

昭和 9 年 9 月 21 日風水害ニ依リ山田村衝原大湯井堰流失セリ、同井堰ハ本組合ノ管理ニ属セザルモ其完否ハ山田川疏水期限外引水ニ至大ノ影響アルヲ以テ之ガ復旧工事費 1,777 円 5 銭ヲ支出シ内県補助金 1,066 円 23 銭受ケタリ。

昭和 10 年 6 月 30 日豪雨ノ為メ淡河村字丸山所属幹線水路其他災害アリ工事費 1,634 円 73 銭内補助金 731 円受ケタリ。

昭和 13 年 7 月 5 日豪雨ニテ山田川幹線及山田池引水路其他被害アリ之ガ復旧工事費 2,016 円 72 銭ニシテ内金 934 円県費補助ヲ受ケ施工セリ。

### （６）地方振興其他農業土木補助工事申請施工

昭和 7、8 年農村ノ不振ニ鑑ミ政府ハ地方振興ノ為メ農業土木ヲ起シ之ガ工事ニ補助々成セラルルコトトナリ続テ本県ニ於テ風水害、旱害応急対策農業土木補助規程ヲ設ケラレタリ、之ガ補助申請シテ次ノ通り施工セリ。

昭和 8 年度ニ於テ岩岡支線第 1、第 2 サイフォン鉄管漏水甚敷ニ付ヒューム管ニ改築及同支線第 12 号池増築工事施工セリ、工事費 1 万 337 円 56 銭内補助金 5,150 円ナリ。

別項記載ノ僧尾川引水路工事昭和 9 年 3 月工事着手昭和 10 年 10 月竣功シ、工事費 1 万 7,090 円 85 銭内農業土木補助金 5,750 円ナリ。

昭和 10 年 8 月工事着手昭和 12 年 9 月竣功ノ山田池引水路新設工事費 2 万 5,242 円 71 銭内金 9,286 円ノ補助金ヲ受ケタリ。

昭和 13 年 14 年度ニ於テ施工ノ神田導水路新設工事費金 6,568 円 27 銭ヲ要シ内金 1,600 円補助金ヲ受ケタリ。

### （７）神田導水路新設工事

有馬郡八多村西畑、美囊郡上淡河村神田所属郡界ヲ流ルル水ハ（集水面積<sub>180</sub>町歩）有馬郡大沢村、美囊郡奥

吉川村ヲ經テ美囊川ニ流レ即チ淡河川ト水系ヲ異ニセリ之ガ流水ヲ引水シテ淡河川疏水々源涵養ノ為  
メ上淡河村神田ニ於テ導水路新設改築工事施工シ農用公共施設新設改良事業補助ヲ受ケ昭和 14 年 2  
月 23 日地鎮祭執行工事ニ着手昭和 15 年 3 月竣功セリ。

新築改築 496 間 5 分 幅 1 尺 5 寸～2 尺  
渠 1 尺 5 寸～2 尺

工 事 費 6,568 円 27 銭

内補助金 1,600 円

## 第4章 其 他

### 1 其他ノ事項

#### (1) 組合事務所庁舎新築、移転

組合ノ事務ハ明治 42 年迄ハ加古郡役所庁舎内ニ於テ執務セシガ同年通常組合会ニ於テ事務所庁舎新築予算金 630 円ヲ計上シ同郡役所敷地内西北隅ニ桁行 4 間半、梁行 3 間木造二階建及附属建物ヲ新築セリ（敷地 19 坪ハ県有財産借入）大正 5 年組合吏員ノ増加ニ伴ヒ事務所ノ狭隘ヲ告グルニ至リタルヲ以テ加古郡役所敷地東南隅ニ移転増築セリ。

大正 15 年 6 月地方制度改正ニ伴ヒ郡役所廃止セラレ従テ組合管理者ハ県ノ地方事務官ニ任命セラルル事トナリタル関係上組合事務所移転ノ議起リ昭和 3 年 3 月通常会ニ関係区域内ノ中心地点即チ加古郡母里村ニ移転並ニ新築予算ヲ議決ス。

本 館	木造二階建	桁行	7 間 5 合	37 坪 5 合
		梁間	5 間	
附 属	木造中二階建	桁行	2 間 5 合	6 坪
		梁間	2 間 3 合 8 勺	

昭和 3 年 9 月 17 日移転シ同年 11 月 6 日落成式挙行セリ。

上記新築諸費 7,575 円 40 銭ニシテ敷地母里村野寺字上南岡 84 番ノ 5、5 畝 7 歩ハ母里村ヨリ寄附出願ニ付之ヲ採納セリ、而シテ書類倉庫建築ノ予定ヲ以テ北側続キ 84 番ノ 7、1 畝 7 歩ヲ昭和 13 年 12 月 29 日買収セリ。

現庁舎新築移転ト共ニ元郡役所構内ニアリシ旧庁舎ハ昭和 4 年美囊、武庫両郡界ノ志染村三津田ドンドニ移築山田池農業水利改良事務所ニ貸付セシガ昭和 8 年山田池竣功ト共ニ事務所不用ニ属シ之ヲ公売処分ニ附シタリ。

#### (2) 組合財政窮迫ニ付救済方請願

大正 13 年ノ旱魃被害ナリシト近時全国的ニ小作争議起リ殊ニ本組合区域ハ淡路地方ト共ニ県下ニ於テ最モ多ク小作争議頻発シ且ツ昭和 2 年経済界ノ変動ト共ニ農村ノ不振トナリ組合員ノ困憊セルニ搗テ加ヘテ昭和 4 年未曾有ノ大旱魃ニ遭遇シ皮肉ニモ其旱害本組合区域最モ深酷ニシテ組合員ノ困憊甚シク組合ハ臨時組合会ヲ招集シテ組合債ノ一時間据置ヲナシ据置利子充当新ニ起債許可申請スル等負担ノ緩和ヲ計リシモ組合員ハ組合債償還ノ為メ組合費負担ノ重荷ニ苦シミ関係者ハ実ニ困窮セリ。組合ハ之ヲ座視スルニ忍ビズ昭和 5 年 7 月 15 日臨時組合会ヲ招集シ未償還金相当額国庫補助方別記ノ請願書（資料省略）ヲ議決シ請願令ニヨリ内務、大蔵、農林各大臣宛提出且ツ委員ヲ設ケテ屢々上京歎願セリ。

上記請願セシモ既借組合債ニ対テハ免除或ハ補助ノ途無之目的達成ニ至ラズ政府当局ハ組合債中高利ニ属スルモノヲ低利ニ借替以テ組合費負担ノ軽減ヲ計ルヨリ外途無之懲憑セラレ依テ爾後之ガ低利資金供給方政府ニ運動セリ。

### (3) 組合債借入、償還及低利債ト借替

本組合疏水事業費ハ其大部分ハ之ヲ起債ニ求メタリ。

#### ア 淡河川疏水事業費起債

当初ノ淡河川疏水工事費 8 万 4,400 余円ノ内金 4 万 5,000 円前記別項記載ノ国庫貸付金ハ明治 25 年 3 月棄捐ノ恩典ニ浴シ其残額 3 万 9,000 余円組合負担金借入セリ。

而シテ淡河川疏水復旧工事費ノ大部分ハ地方税補助々成ヲ得其残額 5 万 8,000 余円ノ組合負担金ハ先キノ旧債トヲ併算シ金 8 万 9,815 円日本勧業銀行ヨリ明治 26 年度借入ヲナシ爾後 10 ヶ年賦トシテ償還ヲ続ケシガ明治 31 年度償還残額 6 万 553 円 22 銭 1 厘ハ利率ノ関係ニテ借替ヲ為シ爾後償還ヲ続ケ明治 38 年度全部ノ償還完了セリ。

#### イ 山田川疏水事業費起債

山田川疏水事業費ハ淡河川疏水事業ノ場合ト異リ政府及県ヨリ何等財政的援助ノ恩典ナク其財源ノ大部分ハ之ヲ起債ニ仰ギタルモノナリ之ガ組合債ハ山田川所属ノ 848 町余歩ノ負フ処ニシテ其年賦償還ノ為メ負担ノ重荷トナリ毎年辛シテ償還ヲ続ケシガ昭和 4 年ハ未曾有ノ旱魃ニ遭遇シ関係組合員ハ苦痛困憊ニ陥リ為メニ組合ハ昭和 5 年 3 月組合会ヲ招集シテ既借組合債未償還元金 70 万余円ニ対シ 1 ヶ年中間据置ヲ為シ据置利子充当金 4 万 2,000 円新ニ起債シ負担ノ緩和ヲ図リ且ツ組合債未償還元金ニ関シ別項記載ノ請願令ニ基キ補給救済方請願書提出シタリ。

尚昭和 5、6 年ハ米価暴落ノ為メ復又負担緩和ヲ図ル必要アリテ昭和 6 年度組合債償還元金相当額金 4 万 8,500 円新ニ起債セリ斯クシテ一時ノ緩和ヲ図リシモ新ニ負債ヲ増加シ益困窮スルニ至リ依テ前記既借組合債ハ昭和 15 年度償還完了スベキヲ 1 ヶ年中間据置ノ為メ 1 年延長セシガ更ニ昭和 7 年度ヨリ償還年限延長 30 ヶ年賦ニ変更借替ヲ為シ以テ組合員負担ノ緩和ヲ図リタリ爾後政府ニ低利資金ノ供給方申請シテ高利債ヲ低利ト借替ヲ為シ昭和 15 年 4 月ニ於テ高利債（5 分 5 厘）14 万 8,695 円 65 銭残存セリ。

#### ウ 山田池築造費充当起債

県営山田池築造費充当県寄附金ノ内金 12 万 6,900 円ハ継続年期中所要ニ応ジ借入ノ起債許可ヲ受ケシガ左記区分（資料省略）ノ通り借入ヲ為シ其ノ総額金 11 万 9,000 円ニシテ爾後償還ヲ続ケ昭和 18 年 3 月全部償還完了スル予定ナリ。

### (4) 疏水 50 周年式典

疏水事業トシテ明治 23 年 11 月 13 日日本組合創立以来幾多ノ変遷星霜ヲ閲シ、此間旧来ノ山野ハ開拓セラレ、畑地ハ変シテ美田トナリ豊穰ノ地ト化シ、疏水ノ恵沢洽ク、組合当事者克ク先人ノ偉業ヲ継承守成ノ実ヲ挙げ、皇紀 2600 年ノ佳歳ニ当リ恰モ 50 周年ノ歳月ヲ迎ヘルニ至リシヲ以テ、昭和 15 年 10 月 23 日疏水 50 周年記念式（兼義彰式）及疏水関係物故者慰霊祭ヲ母里小学校講堂ニ於テ盛大ニ挙行セリ。

### (5) 功勞者列伝

本稿ヲ終ルニ当リ本事業ニ尽瘁貢献セラレタル民間諸氏ノ功勞ニ対シ満腔ノ敬意ヲ表ス。

魚住完治

魚住逸治

岩本須三郎

） 詳細省略

## その 2

昭和 16 年より昭和 63 年まで

## 第1章 地区内における災害状況

明治24年 淡河川疏水が開通以来地区内における風水害及び旱害等につき以下記述す。

### 1 災害（水害）年次別表

災害年月日	降雨量	復旧費	同上の国又は 県補助金	記 事
明治25.7.23	mm	円 178,778	円 120,005	豪雨により水路築堤崩壊、トンネル崩落通水不能
明治29. <sup>8.30</sup> <sub>9.5-11</sub>		28,708	—	連続の降雨。淡河川疏水大破損
明治30.9.29		不詳		大雨出水のため淡河川疏水路大破損
大正15.3.22		22,519	10,577	直接の出水被害でなく、池底陥落（広野支線第1号ため池の地下を通過する山田川幹線19号トンネルが陥落）
昭和7.7.2	174.0	2,298	1,022	集中雨あり三木町ではため池欠潰し大被害。本疏水は淡河川水源堰堤の破損、広野トンネルの崩落、山田川疏水一部破損
昭和9.9.21	114.0	1,777	1,066	暴風雨淡河川疏水路、その他に多少の被害あり外に衝原の大湯井堰の流失部復旧
昭和10.6.30	104.4	1,635	731	29～30日に亘り降雨あり淡河川疏水路（淡河町地内）に被害
昭和13.7.4～6	141.3	2,017	934	3日連続の大雨により阪神間に大水害。本疏水路は山田、淡河両疏水、山田及び僧尾の引水路に被害
昭和20.10.8～9	316.5	289,560	74,122	当地方未曾有の大洪水殊に8日降雨量260.0mm 昨年10月の災害に続く再災害
昭和21.6.19	50.5	617,774		
昭和22.7.9	190.2	1,496,519	23年度受入れ 857,058	連年の災害で苦慮。今次の災害で山田川疏水路第16号トンネル入口築堤部の崩壊、淡河川疏水戸田鈴木尾、山田池引水路外森安支線などに被害
昭和24.9.20	111.0	286,984	538,200	淡河川疏水淡河濁川築堤部崩壊、神田導水路、芥子山トンネル内土砂流入  ジェーン台風暴風雨。京阪神地方に被害多し最大風速48m。当地方は比較的軽し被害  7月1日～20日の内14日雨内1日65.5mm 15日76.5mmの大雨。淡河村地内、山田川疏水焼谷及び山田池引水路欠壊
昭和25.9.3	54.7	190,332		
昭和26.7.1～20	336.0	1,001,525		

昭和27.6.22~23	120.0	1,213,000	687,600	ダイナ台風。淡河川、山田川両疏水と山田池引水路に被害
昭和28.9.24~25	125.4	135,000	97,460	台風 13 号。淡河川幹線志染町戸田地内及神田導水路災害
昭和29.7.4	149.4	322,331	27 年降合算 429,790	相野支線小林地内築堤部の欠壊
昭和32.9. <sup>10</sup> / <sub>11</sub>	77.6	342,054	215,350	淡河川疏水戸田地内鈴木尾築堤部に地沁
昭和35.8.30	81.3	305,000	202,150	山田町衝原地内山田川疏水欠壊、耕地及び墓地に被害
昭和36.6.24~26	321.4	1,262,988	1,389,250	断続的に集中豪雨。山田川疏水第 14 号トンネル出口崩壊、第 16 号トンネル入口崩壊、岩岡支線神出町上北古滝ヶ谷池放水で築堤部崩壊
昭和37.6.10	120.0	1,092,141		山田川疏水広野ポンプ所附近欠潰その土砂で淡河川疏水路埋没。その結果第 21 号トンネル入口欠潰他神出相野線にも被害

## 2 旱害と風害

### (1) 昭和 4 年の旱害

本年は未曾有の旱魃で組合区域内収穫皆無地多く被害深刻で組合員は困窮したので、組合費の負担緩和のため組合費未償還元金 72 万 4,600 円の 1 か年間の据置並にその据置利子充当金 4 万 2,000 円を新に起債する件を申請許可を受ける。

尚当時の被害状況の記録が不詳のため数字的な説明ができない。

### (2) 昭和 12 年 9 月 11 日の台風害

9 月 11 日近畿地方に襲来した台風は南海岸より塩分を含んで襲い来りし為水稻作に甚大の被害を及ぼすに至る。殊に花盛りの最中である晩稲「朝日」(当局指導奨励の品種でこの地方に多し)の穂先を無慙にも打ち叩かれた。



## 第2章 県営大改修事業

### 1 工事開始までの顛末

#### (1) 陳情

淡河川幹線水路は明治24年、山田川幹線水路は大正4年に始めて通水して以来相当の年月が経過しているため路面が老朽化し且つ長期に亘る戦時体制によって資材不足などのため維持修繕さえ困難な為荒廃し、そのうえ昭和21、22年と引続く大水害の為に通水能力は著しく低下して毎年植付不能田や用水不足に悩む有様で最早やこれ以上荏苒たるを得ないので疏水施設の全面的改修を施工する必要に迫られるも一水利組合の事業としては到底負担に堪えないので組合会の決議を以て県営事業として実施されることの陳情を昭和22年9月19日知事に提出する。

#### (2) 県の淡河川山田川疏水路の改修に関する調査

昭和22年12月、県耕地課三木出張所において調査に関する協議会開催し、調査は四班を編成し下記の区分となる。

第一班	淡河川幹線区域（含合流幹線）	班員	6名
第二班	山田川幹線区域	班員	4名
第三班	有野川流域変更区域	班員	3名
第四班	地区内全般	班員	3名

以上によって夫々調査測量を実施して昭和23年2月9日に完了した。

#### (3) 組合大会を開く

県の調査設計に基づき受益面積が3,000町歩以上ある場合は国営事業として資格あるところより県当局などの応援を得て昭和23年5月10日疏水大改修事業の促進に関して母里小学校講堂で組合員大会を開催し同大会において下記の如き決議（資料省略）をなし政府当局に夫々陳情することとなる。

#### (4) 大規模県営事業に採択される

再三の上京陳情や各方面よりの運動にも拘わらず又本省調査も実らず検討の結果国営としての規模にあらずといふところから遂に国営事業としての採択ならずして大規模県営事業として実施されることに決定した。何れにしても国庫が5割と県が2割5分計7割5分という高率の補助をうけて宿願であった大改修工事が実施されることは結構なことである。

県には昭和24年5月20日に本省より指令が来て、昭和24年度の事業費割当額は400万円と決定する。事業費予算総額は2億8,000万円であって7か年継続事業の計画のもとに愈々着工の運びとなる。

## 2 事業量及び事業費

(1) 事業費総額 393,126,000円

## ア 費目別内訳

費目	金額 (円)	摘要
純工事費	356,330,900	3か所 総延長 31,295 m
工事雑費	13,431,500	
用地買収費	47,600	2.2ha
補償費	1,245,000	23.6ha
調査費	1,000,000	
事務費	21,071,000	

## イ 工事別内訳

工事名	事業量	事業費(千円)	摘要
淡河頭首工	直線重力式コンクリート堰堤 堰長 30.6 m 堰高 4.1 m	10,608	昭和 29 年度施工
山田頭首工	油圧可動力堰付直線重力式コンクリート堰堤 堰長 21.7 m 堰高 2.4 m 油圧動力 1 HP	12,369	昭和 31 年～ 32 年度施工
淡河川幹線水路	開渠 7,891 m トンネル 2,165 m サイフォン 750 m	167,618	昭和 24 年～ 30 年度施工
山田川幹線水路	開渠 4,727 m トンネル 1,841 m	69,020	昭和 31 年～ 32 年度施工
合流幹線水路	開渠 4,462 m	59,518	昭和 33 年～ 34 年度施工
宮ヶ谷池調整池	本堤ブロック張 1,004㎡ 樋門 1ヶ所 副堤盛土 2,800㎡	9,084	昭和 34 年～ 35 年度施工
相野支線水路	開渠 1,852 m トンネル 39 m	11,526	昭和 34 年度施工
神出支線水路	開渠 1,368 m トンネル 90 m	11,372	昭和 34 年度施工
印南支線	開渠 538 m 管渠 291 m サイフォン 996 m	10,661	昭和 34 年度施工
岩岡支線	開渠 4,083 m 管渠 125 m サイフォン 77 m	31,350	昭和 35 年度施工

## (2) 補助金及び負担金

国庫補助金 (円)	県費 (円)	地元負担金 (円)	計 (円)
196,563,000	98,281,500	98,281,500	393,126,000

(3) 借入金

地元負担金 98,281,500 円中借入金は 63,300,000 円。

(4) 資材及び労務者

セメント ton	普通鋼材 ton	鉄鋼二次製品 ton	鋼管 ton	木材 m <sup>3</sup>	油類 kl	労務者 人
7,093	161	93	159	3,602	111	294,466

### 3 工期

工事着手 昭和 24 年 9 月 1 日  
工事完了 昭和 36 年 3 月 31 日

### 4 工事の進捗状況と工事施工者

工事は 24 年度直営、25、26 年度は一部請負、27 年度以降はすべて請負で施工。

年 度	全 体	昭和24年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度	昭和28年度	昭和29年度
(千円) 事業費	393,126	4,000	9,000	16,260	16,486	25,650	47,309

年 度	昭和30年度	昭和31年度	昭和32年度	昭和33年度	昭和34年度	昭和35年度
(千円) 事業費	59,521	41,010	36,960	41,440	56,110	39,380

施工者は殆んど株式会社大林組で内土工の一部は大阪建設、大公建設が請負い、御坂サイフォンの鉄管類は播磨造船所陸上部、山田川頭首工油圧自動転倒式制水門扉、排砂門扉及び操作機械類は大阪栗本鉄工所、又広野揚水場揚水機類は東京荏原製作所にて施工す。

### 5 事業の効果

この事業の完成により、導水中の危険は除かれ、又、漏水も殆んどなくなって、各溜池の貯水量の確保が得られ、米作の植付面積は 65% から 85% に増進し、なお夏季における蔬菜等のかんがいも可能になって、年間、米換算石数 30,634 石の増産効果を生ずると共に水路維持費も減じられて、農業生産の基盤は増強されて、農家経済に及ぼす効果は多大なるものがある。

## 6 その他

### (1) 記念碑並に頌徳碑建立

昭和 36 年 3 月末をもって県営による疏水大改修事業が終了することになったので、昭和の中興ともいべきこの大事業の完成を記念するため合流幹線の終点である練部屋分水所の空地に県営大改修記念碑と併せて頌徳碑を建立して本疏水の創業当時の幾多先覚者達の労苦を忍び、その偉大なる功績を称え永く子孫の記憶に止めんとす。

### (2) 碑の除幕並に竣工記念式典

県営大改修工事が完成を遂げたので、昭和 36 年 5 月 5 日その記念碑並に頌徳碑の除幕式に続き県営大改修工事竣工記念式典（練部屋分水所碑前で神事をまた母里小学校講堂で一般行事）を執行し、終って喜びの祝賀会を開催する。

案内状は農林省、同京都農地事務局及び県の関係者、国会議員、県会議員、関係市町村長、遺族、銀行、施工者、新聞社、現、元役員、総代、職員、其他 259 名を招待す。

### (3) 県営施設の管理委託について

昭和 24 年 7 月～昭和 36 年 3 月に亘り実施された県営事業により改修されたる施設に関し県知事と次の委託管理契約（資料省略）を締結する。

## 第 3 章 賦 課 金

昭和 55 年 5 月 16 日開会の臨時総代会に於いて、下記の緊急動議による議案が提出され、全会一致で可決決定された。

提 案 者 立花 明、藤原静夫、前渕芳雄、西馬 励、西川貞次、増田 登、大山勝司、小柴 章、荒瀬正己、小泉 茂、計 10 名

主旨説明 来る 5 月 18 日東播用水呑吐ダム定礎式が執り行われると聴きますが、当淡山土地改良区との間に、何等の話合いも、又取りきめも行われずに、そうした行事が行われるのは理解に苦しむものであります。依って当淡山土地改良区総代会として次の項目につき決議して頂き度く提案いたします。

提出議題

- 1、呑吐ダムの敷地内に埋没する水路敷については買上げをすること。
- 2、山田川頭首口より埋没地点までの水路敷は当淡山土地改良区の所有物として残すこと。
- 3、山田川頭首口より流入する従来の水量は呑吐ダム堤に流出口を設置して、従前の水量を従前の当淡山土地改良区所有の水路へ流すこと。
- 4、淡山土地改良区関係の農地に対して現在賦課金は反当り 300 円が賦課されているが、東播用水に移行された後においても賦課金は増額しない。
- 5、工事費其の他一切の経費は前項賦課金の 300 円以外は支払わない。

## 第4章 交付金及不動産収入内訳

我が国経済の進展とともに昭和40年頃より、当土地改良区区域のうち特に明石市西部地域、神戸市岩岡地域をはじめ播磨沿岸地域等において、急速な人口増の現象に伴い農用地が次第にこれらの住宅用敷地等として売却されていった。その結果農用水に余裕が生じ、給水不用のため池が出来、それ等のため池を時勢の要請に応じ売却し、不動産積立金として保管していたが、各ため池管理者に於いて、ため池及び水路の老朽化による改繕、改修工事の必要が生じたので、その恩恵を組合員に還元し、ため池、水路の万全を期するべく下記の金額を交付した。

記

昭和48年4月	反当	10,000円	総額	175,546,300円
昭和50年5月	反当	10,000円	総額	175,546,300円
昭和51年5月	反当	20,000円	総額	351,092,600円
昭和58年4月	反当	10,000円	総額	175,546,300円
昭和59年4月	反当	20,000円	総額	351,092,600円
昭和60年10月	反当	20,000円	総額	351,092,600円
		交付金総額		1,579,916,700円

## 第5章 山田池及び水路敷並びに「サイフォン」敷地を兵庫県より譲与のこと

昭和55年9月30日、県営事業により造成されたかんがい排水施設を、兵庫県より譲与された。

## 第6章 淡山土地改良区100周年記念事業

昭和60年1月31日開催の総代会に於て、来る昭和63年1月27日が淡山土地改良区創立100周年に当るので、記念事業の実施方を可決々定し、以後計画に基き逐次進行実施した。

第1. 事務所改装敷地整備 経費総額 1,419万円

(1) 事務所内改装及び本館外壁塗装吹付け仕上げ (950万円)

(2) 敷地出入門外周整備及びフェンスの設置、生垣植樹 (469万円)

第2. 記念式典及び祝賀会 経費総額 308万円

## 第 7 章 一 般

### 1 永年勤続者表彰

昭和 47 年 3 月の総会に於て、当淡山土地改良区に永年勤続し功労のあった者を功労者として表彰することを決議した。対象基準は、総代、役員を通算し 5 期 20 年以上勤務した者とし、対象者は 6 名である。

昭和 51 年 3 月総会に於て、受賞対象者は 7 名である。

昭和 55 年 3 月総会に於て、受賞対象期間を 4 期 16 年に短縮された結果、5 期勤続者、4 期勤続者同時受賞することになり、受賞対象者は、9 名である。

昭和 59 年 3 月総会に於て、受賞対象者は、4 名である。

昭和 63 年 3 月総会に於て、受賞対象者は、3 名である。

### 2 庶務・会計、工事係の設置

昭和 52 年 10 月農政局監査に際し、業務運営の正確適正を期するため設置すべきではないか、との指摘を受け、昭和 54 年 3 月開会の総代会に於て、庶務・会計係及び工事係の設置方につき議決を得て設置した。

庶務・会計係に 4 名の理事を選任、工事係に 5 名の理事を選任し、会議には正副理事長参加し業務運営の正確を期することにした。

### 3 役員選挙規程の改正

昭和 54 年 1 月、役員選挙規程を改正し、従来の選挙制度を選任制となす。被選任区、被選任区域、定数（理事・監事）は次のとおりである。

被選任区	被選任区域	定数	理 事	監 事
第一被選任区	加古郡稲美町（旧母里村）	三	人	一 人
第二 〃	加古郡稲美町（旧加古村）	一	人	
第三 〃	神戸市西区神出町押部谷町平野町	二	人	一 人
第四 〃	神戸市西区岩岡町	二	人	
第五 〃	加古郡稲美町（旧天満村）	二	人	一 人
第六 〃	三木市別所町及び志染町	一	人	
第七 〃	明石市魚住町及び大久保町	一	人	

## 4 淡河川疏水期限外引水契約の補足追加

本件は昭和 11 年 6 月 14 日三木警察署において美囊郡淡河村木津、萩原、淡河町、下村部落区長及び中島井堰代表者等と締結した、淡河川疏水期限外引水に関する契約書の補足追加をなしたる契約書である。

これは現に実施されている県営大改修工事の水路補装に際し当時淡河村所属沿線の灌漑用便宜の為疏水路内に横孔の土管埋設ケ所に関するもので、地元側と組合側の主張に妥協を見出すことが出来ず、結局県耕地課の仲介斡旋によって解決をし契約書（資料省略）を取り交した。

## 第 8 章 淡河川・山田川疏水と東播用水

### 1 東播用水土地改良区設立と淡山土地改良区

昭和 36 年兵庫県農林部において事業計画の予備調査開始以来着々と計画が進展し、関係地域への啓蒙も積極的に行われた。これを受けて、昭和 37 年 1 月 31 日加古川東部総合開発事業期成同盟会の設立総会が開催され東播用水事業の受入態勢作りが稼動する事となった。

この事業が、農業用水のみではなく上水道用水及び工業用水の供給並びに開拓パイロット事業等総合開発事業であるため、昭和 38 年 6 月 4 日、東播用水総合開発事業期成同盟会と改称され、神戸、明石、三木、加古川、高砂、小野、三田の 7 市、稲美、播磨、吉川、社、滝野、東条の 6 町が加盟した。

愈計画段階から着工の段階へと進展し、昭和 45 年度着工を目指し事業施行申請手続のための同意書を受益者に求める事となり、前記期成同盟会並びに東播用水土地改良区設立準備委員会が、東播用水受益区域、神戸、明石、加古川、三木、稲美、吉川、東条（途中脱退）4 市 3 町の受益農家に同意を求め大方の同意により、国営土地改良事業並びに東播用水土地改良区設立認可申請が農林大臣、県知事に提出された。

かくして、昭和 45 年 10 月東播用水農業水利事業所が発足した。又東播用水土地改良区が昭和 47 年 2 月 8 日に設立された。

しかしこの土地改良区は行政主導によるため、淡山土地改良区の歴史、水源水利権、幹支線水路及び施設の帰趨について何らの配慮もなく一方的に組込まれ十分な協議も経ず事業の推進がされた事は遺憾の極みであった。

そこで、淡山側は、筋の通った決着を求める時期の到来を待ったが、遂に昭和 54 年 12 月吞吐ダム定礎式に、淡山の同意が前提となった機会に強力な折衝に入った。

### 2 事業参加要請における協議経過

東播用水事業が着工して以来 10 年を経過し、着々工事が進行する中で淡山土地改良区の水源水利

権、幹支線及び施設が東播用水事業計画に総べて組込まれていながら、これらに関する何等の取り決めも無い状態で、淡山関係者はこの処理の有り方が最大の関心事として注視を続けて来た。難航を続けていた高砂市との加古川下流における水利権問題が合意決着を見、次に吞吐ダムの着工が迫り起工条件として淡山所有の、水源水利権の農林大臣への返還が着工必須条件となり、淡山土地改良区に対して正式な参加要請についての国、県からの条件提示となった。東播用水側の3者は簡単に解決が得られるとの考えから話が持込まれる事となったが、しかし淡山側にとっては、この疏水事業創設以来の重大問題として事態を据え百年近い歴史的な過程を振り返る時、当時の先人、先覚者は遠隔の地に水源、水利を求めて長年月の起伏苦難を乗り越え事業を起して以来実に血の滲む苦闘を積み重ねて築き上げた、この疏水こそ関係農家の生命線の農業用水として協力一致して自からの組織の中で総てに堪えて勝ち取ったのが、この水源水利権であり延々たる幹支線、施設に併せた財産である真に努力の結晶として考える時、如何に国営東播用水の大事業とは云え、これ等に当然相当の評価を受けた条件が参加への先決問題として主張し、この対応処理のあり方を焦点として終始関係3者に求め続けるも進展を見ず時日は経過するのみ、遂に国営勝俣所長から国営と淡山の2者による話合の提起となり、自からは職を賭してとの決意表明を受け、我々も背水の陣を引き失敗の許されぬ重要懸案打開に取り組む事として、苦難な曲折を繰り返しながら、実に2年有余に亘る折衝の後、双方大筋の合意点を見出す事を得たので、その大綱を次の協定書、覚書その他を案とした合意事項を列記して作成し、これを役員会、総代会及び関係溜池委員長土地改良区理事長会等に諮り、承認を得て関係4者の調印を得るに至った。

## 第9章 協定書等の承認と調印

2年有余に亘る難交渉も、国営事業所長勝俣昇氏の淡山土地改良区の歴史を尊重しその実績を評価され、職を賭しての誠意ある行動に、淡山側も鋭意熱意を以って対応し漸くにして結論を見出しここに、協定書（資料10）、覚書（資料11）、確認書（資料12）、議事録（資料13）、同意書（資料14）、の諸案文が作成され、当区臨時総代会で承認し、遂に昭和57年1月18日、兵庫県労働会館特別室において調印式が挙行されることとなった。調印式には国側からは、近畿農政局東播用水農業水利事業所所長、勝俣昇氏、同下西次長、三輪課長他、県側からは、農林水産部長、前田豪一氏、谷岡技監、石川課長（現農水部長）、家永参事他多数、東播用水側から、理事長、大原義治氏、松井副理事長、藤本常務他3名、神戸市から山名主幹他、淡山側は、吉岡義雄理事長、藤本久夫、沼田歳之両副理事長他の出席で、家永参事の司会により、順次夫々の文書に調印を行いここに淡山百年の歴史に特筆されることとなった。



## 第10章 国 営 事 業

淡山土地改良区への加入は、従来から各溜池の立地条件により、天水の貯水量、必要水量を勘案して、不足用水量の確保から、面積的には部分加入となっているが、東播用水事業は管内全面積加入で、当区管内面積の増加分並びに新規加入地域への用水配分のため相応の通水量の円滑な送水の必要から、施設、水路等の大改修等が行われる事となった。又県営事業等においても同様の工事となった。

## 第11章 県営事業、団体営その他事業

国営事業が進展するにつれて、関連する県営・団体営事業等による末端整備計画を具体化する必要がありこれの実施のため、昭和53年度に三木土地改良事務所に東播用水対策課を設置し、56年度、県営かんがい排水事業東播用水地区採択。56、57年度、全体実施設計作業。58年度、県営工事着手。東播用水事業の強力な推進を図るため、昭和59年4月、東播磨農業水利建設事務所が設置された。尚末端整備の最終段階における補完工事として、団体営その他事業を実施した。

## 第12章 農業情勢の推移

### 1 東播用水期成同盟発足時の農業情勢

東播用水事業計画が胎動を始めた昭和36年頃は、我国は高度経済成長時代で工業化に拍車がかかり、播磨臨海工業地帯の急速な工業化の発展と著しい都市化の波は、当淡山管内の農業地帯に大変な影響を及ぼし農地の減少、労働力の流出を招き、通勤兼業型農業経営が目立ち始め優秀な農業労働力が不足し、農業後継者難から農業従事者の高齢化をひき起し、兼業農家率は（地域平均92%）高水準となって来た。

このような状況で農業と他産業との所得格差は増大の一途を辿る事となったが、既に一部には、野菜、果樹、畜産等の施設型経営を中心に旺盛な生産意欲と高度な技術を持った中核農家も可成り見受けられるようになった。

地域の特徴と有利性を活かすため、農業の近代化の促進が要求され総合的な土地基盤整備事業の必要性が認識されこの事業が誕生することとなり、これを受けて、昭和37年1月31日、加古川東部総合開発事業期成同盟会を発足させ、38年6月4日、東播用水総合開発事業期成同盟会と改称し、受益地域関係者に積極的な啓蒙を行った。

愈々計画も具体化し、着工の運びとなり受益者の同意書を徴することとなったが、その間啓蒙運動では竣工後の成果は我々にとってまことにバラ色に映る素晴らしい魅力あるものであった。

## 2 現時点における農業情勢

敗戦で焦土と化した我国は、食料難に喘いでいたが、持前の勤勉さと技術の修得、叡智を結集、工業立国目指し国を挙げての努力は、経済的にも世界に類例のない驚異的な発展を遂げるに至った。一方農業においても、食料の自給を目指し、農業技術の研究、開発、機械の進歩、基盤整備の促進等、農業者不断の努力により生産量は増加し漸く自給の域に達したが、昭和 40 年代以降、経済発展と共に国民の食生活は次第に欧米型に移行、米の需要は鈍化し始め、その傾向は年と共に拍車がかかり、政府は多量の過剰米をかかえる事となり、我国農政は一大転換を余儀なくされることとなった。さらに食管制度のもとでの米価は、物価に応じ引き上げが当然と考えられて来たが、ここ数年来は抑制され、さらに昭和 61 年度からは引き下げの状況となって来た。米のみでなく農産物全般につき、輸入品目等との関連を併せ需給の不均衡により価格は伸びず、ために農家経済を圧迫し農業経営を困難化することとなり、その結果若者の離農に拍車がかかり、後継者不足に悩むようになって来た。

政府は、昭和 44、45 年度に緊急的に米の生産調整を実施したが所期の目的を達し得ず、昭和 46 年度から、稲作転換対策を、昭和 51、52 年度には水田総合利用対策、53 年度から、水田利用再編対策を 3 年間毎の第 1 期、第 2 期、第 3 期を行い、62 年度から、水田農業確立対策を実施する一方土地改良(圃場整備)事業の通年施行を推進し、転作奨励金の交付等実施し成果を挙げるべく努力している。

しかし、現実には農産物の国内供給は過剰でなく、外国産物の輸入によるもので、食料の国内自給率は世界先進国中最底で実に 30% 程度である。

工業立国を目指した我国は、その製品の優秀さと低コスト生産による価格面で世界注目の的となり、集中豪雨的輸出により貿易黒字国となり、世界中が脅威を感じるようになった。貿易摩擦の解消に農産物の輸入自由化を迫られ多品目の農産物の自由化を認めざるを得なくなり承認するところとなった。

本来自由化要求の出来ない国家貿易品目までその対象とされる状況で、とりわけ日米間の貿易摩擦は険悪な様相をおび、遂に米もその聖域ではなくなりつつある現状は、日本農業にとって、未曾有の危機であり一大転換期を迎える事となった。

## 3 今後の課題

我国農業は前項で述べた如く、当淡山管内の都市近郊型農業という立地条件の優位も、国内的には輸送力の一大進歩により国内産地間競争の激化に伴い、量、質、価格の面で今やその影もなくなりつつある。一方国外的には、殆んどの農産物の輸入自由化を迎え、ハイテク、バイオを導入活用するにしても、国際競争に打ち克つためには、コストダウンを図らねばならない。

当地域は、生産物の流通には恵まれた立地条件を有してはいるが、我国有数の寡雨地帯であるだけに、用水の確保と円滑な供給こそが農業の死命を制する、がこれとてその供給コスト如何で経済的に成り立たなくなる。

前述の如く、東播用水事業発足時にバラ色であった夢は、社会情勢の激変と工期の遅延とによって事業費は膨張し、農家負担は限界を超え堪え難い現状となりつつあることは遺憾である。

国を始め行政の責任において、農家負担の許容限度内での軽減措置を図り救済されんことを、全農

---

家懇願切望して止まない。

淡山土地改良区は、先人先覚者の心血を注いで築き上げられた百年の歴史と伝統、数々の苦難の経験を有する訳で、東播用水の供用開始に当りその体験を活かし、この事業が受益農家の信頼と期待に副うよう主導的役割を果たすべきと考察する。小異を捨て大同に就いてこの事業の目的が達せられることが東播、淡山の使命ではなかろうか。

資料 2

新流堀割之義願

當村ノ義ハ 200 年前後ノ新田畑多クシテ水源淺ク他ニ水利ヲ得ルノ方策無之ヨリ一旦降雨少キ歳ニ遇  
 ハ、忽チ旱害ニ罹リ慘狀實ニ言フヘカラス且養水ニ乏シキニヨリ畑方最モ多シ其反別ノ廣漠ナルヲ非  
 常ノ勞力ヲ以テ漸ク生産ヲ立來リ申候而シテ攝州山田ノ郷衝原村山田川ヨリ堀割ヲナシ 8 月ヨリ翌年  
 3 月 30 日迄ノ間<sup>山田川井堀養水</sup>引水スレバ其掛リ數十ヶ村ニ涉リ以テ各溜池ニ充合シテ旱歳ノ虞ナシ又畑ヲ  
 以テ田トナサバ數層倍ノ勞力ヲ省キ此勞力ヲ以テ田方ニ用ユレバ地味益肥饒シ收利多ク隨テ御國產ヲ  
 増殖シ實ニ一舉兩得ノ鴻益ヲ得永世不拔ノ大基礎ト存ジ舊藩主ヘ出願シ掛リ官ニモ頗ル御盡力アラセ  
 ラレ候得共各藩岐立ノ狀勢遂ニ談判整ヒ兼苦心モ水泡ニ屬シ遺憾ノ事ニ有之候處今ヤ公明正大ノ 聖  
 詔ニ基カセラレ改租額御布令相成謹ンテ奉御請候得共前陳ノ如ク畑方多キヲ以テ永世取績キ方ノ基礎  
 ヲ確定セズンバ凶年飢歳ノ豫虞無之ヤト深ク憂慮仕候且ハ小前末々ニモ安堵ノ思ヒヲナサシメ倍々農  
 事ニ奮勵候様仕度ト一同發起仕候然レトモ水道ハ工事ノ難易永世ノ便否ヲ量リ屈曲迂回ニ隨ヒ壑下ニ  
 沿ヒ或ハ巖石ヲ疏通スル等數里間ヲ測量見積リ仕候得共猶精確ヲ極メザレバ不成ハ贅言待タズ仰キ冀  
 クハ厚生至仁ヲ垂レラレ官ニ於テ測量被成下候上成否ノ御指揮被成下度依テ繪圖面及掛リ反別概略見  
 積リ別紙相添ヘ此段奉懇願候 以上

明治 11 年 9 月 7 日

加古新村	惣代	畠	義	一
野谷新村	同			
印南新村	同	丸	尾	茂平次
國岡新村	同	福	田	厚七
蛸草新村	同	岩	本	須三郎
野寺村	同	魚	住	完治

兵庫縣令 森 岡 昌 純 殿

### 資料3

#### 新流堀割測量之義懇願

山田川ヨリ堀割實測之義去明治11年9月中奉願候處同14日付ヲ以テ追テ掛官御派出云々ノ御指令相成候處今以テ何分ノ御沙汰無之何卒御實測被成下度此段奉願候也

明治12年2月14日

播磨國加古郡

野寺村	惣代	魚住	完治
野谷新村			
下草谷村	同	井澤	松次郎
印南新村	同	赤松	治郎三郎
草谷村	同	龜尾	嘉平次
蛸草新村	同	岩本	須三郎

兵庫縣令 森岡昌純 殿

資料 4

水路開通ニ付願

去明治 11 年 9 月攝津國八部群山田川ヨリ水路開通仕度候ニ付水路線概略測量ノ儀加古新村外 5 箇村連署相願候處御聞届相成則昨 12 年 3 月御掛官出張水源八部郡坂本村ヨリ衝原村ヲ美囊郡字廣野迄距離凡 4 里餘ノ間實測相成候處源流ヨリ末流マデ高低判然流通スベキ旨指示有之候ニ付爾後該工費金募集方法ヲ各村屢々會議スト雖モ最大ノ工事ヲ連年旱害困苦ノ難村ニテ起シ巨額ノ費用ヲ募ルハ至難ナルヲ以テ方策ヲ得ズ終ニ本年迄遷延罷在候處本年モ亦昨年旱害後未ダ充分ノ降雨無ク溜池ノ水僅ニ二、三合ニ過ギス方今ノ景況ニテハ稻作植村 3 分ノ田ヲ浸スニ足ラズ舉村頭ベヲ疾マシ憂慮シ苟モ此儘徒ニ坐視スル時ハ土地ハ益荒蕪シ將來ノ生息ノ目途無之本來如此ノ衰態ヲ表ハセシハ全ク水利ニ乏シキニ職由ス今此工事ヲ起シ疏通スルヲ得バ彼ノ荒蕪セル土地モ良田トナリ從テ地價モ騰貴シ工費ヲ募ルニ容易ナルハ疑ヲ容レザルトコロ禍ヲ轉ジテ福トナスガ此時ニ在リト衆議一決シ今般六箇村聯合會議ヲ起シ

第 1 條 該工事ハ一切官ノ統轄ヲ仰ギ候事

第 2 條 該工費金ハ工事落成流水ノ上聯合各村ヨリ徵金上納シ請負人へ御下渡シヲ願候事

第 3 條 該工費金ハ未ダ精細ノ實測ヲ經ザルヲ以テ見積豫算ヲ立テ候ニ付水路線ニ當ル障礙樹木ヲ伐拂ヒ精密ノ測量相濟候上ハ經費詳細ノ見積書ヲ御下渡被下度候事

第 4 條 該工事ハ可成丈量費用ヲ減ジ度候ニ付村人足ニテ辨ジ候分ハ 6 箇村人民ヲ御使役被下度候事右ノ件特別ノ御詮議ヲ以テ御聞届相成度此段聯合各村總代委員及戸長連署奉願候也

明治 13 年 3 月 日

播磨國加古郡

野寺村惣代委員	魚 住 逸 治
同	魚 住 治三郎
同 村 戸 長	魚 住 完 治
蛸草新村惣代委員	伏 川 熊次郎
同	松 尾 嘉一郎
同 村 戸 長	岩 本 須三郎
印南新村惣代委員	赤 松 治郎三郎
同	植 田 安次郎
同 村 戸 長	丸 尾 茂平次
野村新村惣代委員	魚 住 藤三郎
同 村 戸 長	松 尾 要 藏
草谷村惣代委員	藤 本 武與門
同	鷺 野 壽三郎
同 村 戸 長	龜 尾 嘉平次

兵庫縣令 森 岡 昌 純 殿

## 資料5

### 水利掘割ノ儀ニ付伺

當村ノ義ハ稼穡困難ノ地形ニ付兼テ奉願候攝津國八部郡山田川ヨリ養水疏通ノ協議ヲ遂ゲ一同奮發奏効ノ精神ニ候得共何分當村ニ取りテハ至大ノ工事且連年ノ凶旱ニテ疲弊ヲ極メタル村落ニ付何卒特別ノ御詮議ヲ以テ該工事御直轄ニテ起工被成下度尤落成迄ノ間ハ御信認ノ爲工費ニ相當スベキ各村所有地券抵當ニ奉差入候間其間工費ヲ一時御繰替被成下度右御裁可被下候ハ、抵當差出シ方如何可相心得哉此段相伺候也

明治13年12月1日

播磨國加古郡

印南新村 野寺村

蛸草新村 野谷新村

草谷村 下草谷村

總代 丸尾 彌三郎

同 松尾 要藏

戸長岩本須三郎代理

用掛 魚住 完治

兵庫縣令 森岡昌純殿代理

兵庫縣大書記官 原 保太郎 殿

資料 6

攝津國八部郡山田川ヨリ新水路開通ノ儀ニ付再懇願

當村ノ義ハ養水ノ乏シキニヨリ往年有志ノ發見ニ係ル攝津國八部郡山田川ヨリ新水路開鑿致シ度見込相立候ヘ共素ヨリ大土工ニシテ第一着タル高低流通ノ測量ダモ容易ナラザルニヨリ去明治 11 年 9 月中官ニ於テ御測量被成候上成否御指揮請願致候處同年 11 月 14 日付ヲ以テ願意御聞届ノ御指令相成候ニ付翌 12 年 3 月中追願仕候處御掛官御派出ノ上概略測量被成下候處高低判然流通スベキ旨御指示相成候ニ付彌々起工ノ精神ヲ奪ヒ候得共萎靡凋衰セル各村ニシテ斯カル最大工事ヲ起スニハ工費實ニ難耐ヨリ如何トモ起工ノ目途無之然レドモ頻年早災ノ甚シキヨリ廣漠タル畑地益々荒蕪ニ變ゼントスルノ際ニ加フルニ連年凶旱ノ甚シキ收穫ヲ擧ツテ官ニ納ムルモ猶足ラザルノ慘狀ニ付御救濟被成下度段數回哀願ニ及ビ候得共終ニ御採用ノ無キヨリ人民茲ニ大ニ反動力ヲ起シテ益々彼ノ山田川ヨリ水路開鑿ノ擧ヲ遂ゲント欲シ聯合會ヲ開キ候得共未ダ精確ノ測量ヲ經ザレバ工費見積リモ不相ヨリ昨 13 年 3 月ヲ以テ御掛官再ビ御出張數旬ノ日子ヲ經テ竟ニ精細ノ測量相濟ミ工費ノ見積リモ相立候ニ付昨 13 年 12 月 1 日付ヲ以テ該工事一切官ニ御直轄竝ニ工費金一時御繰替被下度段御伺申上候處同月 3 日付ヲ以テ御直轄ノ義ハ何分ノ御詮議可有之候正當ノ順序ヲ經テ可願出旨御指令被下候ニ付最早御信認ノ爲メ各村ヨリ抵當差出可申順序ト相心得民心一致勇躍鼓舞シテ聯合會ヲ開キ同 12 月 16 日ヲ以テ該伺書御指令ニ從ヒ工事御直轄竝ニ工費金一時御繰替云々願上候ニ付テハ開鑿着手モ近キニアリト欣喜雀躍日夜御指令ヲ相待候處本月 7 日郡長殿ヨリ戸長竝ニ各村總代御呼出ニ付頭仕候處豊圖ラン右請願ノ件御詮議ニ及ビ難キ旨御口達且該工事ハ民力ニ耐忍ノ御見据無之ニ付最早確實ノ測量ニモ不被及趣

說

有之候ニ付總代ノモノニ於テモ何ゾ驚愕セザルヲ得ン然ドモ出張數名ノ總代ニ於テ何ントモ御請致シ難キ旨申上右指令ヲ以テ一先歸村聯合各村總代中不殘會同ノ上前顯ノ顛末及協議候共素ヨリ各村ノ難狀ハ御洞察モ御座アルベキニ今更斯ク御指令相成候義ハ如何ナル御都合ニ有之候ヤ實ニ各村稼穡困難ノ貫通セザルニ依ルヤト奉存候然レドモ從來該工事ニ付數回ノ御指令ヲ仰來り候意ト今般ノ御指令トハ稍性質ヲ異ニセルモノ、如ク且郡長殿ヨリ説諭ニ依レバ是迄ノ測量モ未ダ確實ト御視察無之趣果シテ然リトセバ益々願意ノ貫通セザルノミナラズ前後御指令ノ矛盾ナル寔ニ我々總代ニシテ何トモ人民ニ諭シ方無御座候假令人民ニ於テ承服スルニ至ル斯カル貧郷ハ何ニ依ッテ生息ノ目途ヲ立テ得ベキヤ既ニ數回ノ測量費ノミナラズ該事ニ付テハ困窘ノ中ヨリ數百千圓ノ金ヲ費セシモ前途ニ目的アレバナリ然ルニ一朝官ニ於テ御見捨相成實測ヲモ御遂ゲ不被下ニ於テハ進退如何トモ致方無御座候然リト雖モ是迄請願ノ精神タル唯々官費ヲ仰ギ候ニハアラズ民力ニ難耐ヨリ一時御繰替ヲ請願致候トモ償還ノ目途ハ素ヨリ方法無キニアラズ然ルニ土木官費御廢止云々ノ御指令有之候得共是レハ客年 11 月太政官第 48 號公布ニ依ルモノニ御座アルベク同年 12 月 3 日伺書御指令前ニアルモノナリ然ルニ今般最前御指令ノ趣モ有之候得共土木官費廢止ノ發令ニヨリテ何分ノ詮議ニ難及ノ御指令ノミナラズ精細測量ヲモ不被下趣斯ク御見捨相成候ハ、各村人民將來ノ方向ヲ失ヒ益々困苦ニ陥リ竟ニハ如何トモスベカラザルニ至ルハ瞭然タリ然レドモ官ニ於テ郡長殿ヨリ説諭ノ如ク御繰替ハ御詮議ニ難被及御都合ニ御座候ハ、如何程歎願スルモ其效ナカルベシ去リ迎此凋弊ノ各村焉ゾ此儘座視スルニ忍ビンヤ工事請負者ト示談ノ上何分ノ方法ヲ設ケ百折不撓誓テ此擧ヲ遂グルノ精神ニシテ實ニ止ムヲ得ザレバナリ故ニ官爰ニ特別ノ御仁恤ヲ垂レラレ全額ハ不能トモ幾分カ御貸下ノ御援助ヲ賜ラバ人民大ニ競テ奏



功自カラ速ナルベシ且該工事ハ最大事業ニシテ到底御直轄ヲ仰ガザレバ竣工甚ダ難シ其所以ハ水路線  
 ガ數郡ト十餘村ニ涉リ爲メニ往復ノ民力ニ耐ヘザレバナリ何卒前陳ノ主意御聞届ノ上今一應確定ノ測  
 量被成下成否如何ノ御指令奉仰候自然此議モ御採用不被下ニ於テハ從來該工事ニ付費用金徵集シ難キ  
 ハ勿論差向キ各村人民終ニ塗炭ニ窘シムヤ必然ナリ然ルニ目下又地租改正ニ付増租ノ9、10 兩年分追  
 徴ノ布達アリ11年、12年分ノ新租スラ過半未納ニ屬ス然ルヲ況ンヤ9、10 兩年ノ如キハ何ニ依テ調  
 進スルヲ得ンヤ人民倍々困迫スルノ外ナシ何卒前載ノ事實御洞察ノ上寛大至仁ヲ垂レラレ工費幾分ノ  
 御繰替竝ニ御直轄ノ義御聞届被下候上今一應精確ノ測量被下度此段各村總代連署戸長奥印ヲ以テ再ビ  
 奉懇願候 以上

明治14年4月 日

播磨國加古郡

野寺村 惣代	魚	住	治三郎
同	橋	本	由太郎
同	魚	住	逸 治
同	魚	住	完 治
蛸草新村惣代	岩	本	仁一郎
同	藤	本	勘十郎
同	松	尾	嘉一郎
同	伏	川	熊次郎
印南新村惣代	赤松	治郎	三郎
同	赤	松	治三郎
同	丸	尾	茂平次
同	植	田	安次郎
野谷新村惣代	松	尾	要 藏
同	宮	本	林 七
同	井	澤	彌五郎
同	藤	原	平次郎
草谷村 惣代	藤	本	岩次郎
同	龜	尾	嘉平次
同	鷲	野	壽三郎
同	藤	本	武與門
下草谷村惣代	辰	巳	萬 作
同	井	澤	平 八
同	井	澤	松次郎
6か村戸長	岩	本	須三郎

## 資料 7

## 山田川疏水工事出働團規約

第一條 本團ハ山田川疏水工事（何々）出働團ト稱ス

第二條 本團ハ地方永遠ノ利源ヲ開拓スル山田川疏水工事ニ對シ團員一致協同其工事ヲ請負ヒ其勞役ニ出働シ速ニ工事ヲ竣功セシメ且受クル賃銀ノ貯蓄ヲナスコトヲ目的トス

第三條 本團ハ第（何々）號池灌溉地域内ニ於ケル組合員ヲ以テ組織ス

前項以外ノ者ニシテ本團ノ勞役ニ從事セントスル者ハ團長ニ申出テ其承諾ヲ受クベシ

第四條 本團ハ（何々）郡ニ所屬スルモノトス

第五條 本團ニ左ノ役員ヲ置ク

一、團長一名 一、副團長二名 一、分團長若干名 一、幹事若干名

第六條 團長及副團長ハ團員中ヨリ候補者各三名ヲ推薦セシメ所屬郡長之ヲ指定ス

分團長及幹事ハ團長之ヲ任免ス

團長及副團長ハ所屬郡長ニ於テ不適任ト認メタル場合ニ於テハ之ヲ解任スルコトヲ得

第七條 團長ハ本團ヲ代表シ組合ト工事ノ請負契約ヲ締結スル等總テ本團ノ業務ヲ擔當ス

副團長ハ團長ヲ補佐シ團長事故アルトキ之ヲ代理ス

分團長ハ團員及勞役者ガ工事ニ出働ノコトヲ擔當ス

幹事ハ庶務ニ從事ス

第八條 團長ハ團員名簿及團員出働簿其他必要ナル帳簿ヲ作製スベシ

團長ハ團員及勞役者ノ出働ヲ證スルタメ出働手形ヲ交付シ賃銀支拂ノ際ニ之ニ對照ス

第九條 本團役員ノ任期ハ本團ノ事務終了ニ至ル迄トス

役員中缺員ヲ生ジタルトキハ更ニ之ヲ補充ス

第十條 團員及勞役者ノ受クル賃銀ノ十分ノ一ヲ貯金スルモノトス

第十一條 前條ノ貯金ハ賃銀支拂ノ際團長之ヲ控除シ團員及勞役者各自ノ名義ヲ以テ所屬郡長ノ承認ヲ受ケタル銀行ニ預ケ入ル、モノトス

第十二條 團員及勞役者ノ貯金ハ所屬郡長ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ引出スコトヲ得ズ

團員ノ貯金ハ組合費ノ納付ヲ怠リタルトキハ團長ニ於テ團員ノ貯金ヨリ之ニ相當スル額ヲ引出シ組合ニ納付スルコトヲ得但所屬郡長ノ承認ヲ受クベシ

第十三條 團員及勞役者ノ貯金ノ通帳ハ團長之ヲ保管ス

第十四條 團員ハ正當ノ理由アルニ非ザレバ脱退スルコトヲ得ズ

團員ノ脱退ハ所屬郡長ノ承認ヲ受クベシ

第十五條 團員及勞役者ノ心得ベキ重ナル要件左ノ如シ

一、團長及分團長ノ指揮命令ヲ確守スルコト

二、團長又ハ分團長ノ召集ニ應ジ何時ニテモ出働スルコト

三、出働休憩等ノ時間ヲ誤ラザル様勤務スルコト

四、前各號ノ外團長又ハ分團長ノ指示訓戒ニ背カザルコト

第十六條 團員ハ本團加盟ノ證トシテ本規約ニ署名捺印スルモノトス

## 資料8

### 兵庫県淡河川山田川土地改良区定款及び規約

#### 兵庫県淡河川・山田川土地改良区定款

昭和27年	3月31日	制定	昭和27年	3月31日	認可
昭和29年	4月5日	一部改正	昭和29年	5月18日	認可
昭和31年	1月27日	一部改正	昭和31年	2月18日	認可
昭和31年	1月27日	一部改正	昭和31年	7月2日	認可
昭和31年	3月29日	一部改正	昭和31年	9月6日	認可
昭和33年	3月12日	一部改正	昭和33年	3月31日	認可
昭和37年	10月19日	一部改正	昭和37年	12月12日	認可
昭和39年	3月27日	一部改正	昭和39年	4月9日	認可
昭和41年	3月18日	全部改正	昭和41年	6月2日	認可
昭和53年	3月15日	全部改正	昭和53年	6月15日	認可
昭和54年	3月15日	一部改正	昭和54年	7月2日	認可
昭和61年	3月18日	一部改正	昭和62年	1月22日	認可
平成7年	3月30日	一部改正	平成7年	11月10日	認可
平成12年	3月29日	一部改正	平成12年	4月28日	認可
平成23年	3月25日	一部改正	平成24年	5月16日	認可

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、兵庫県淡河川・山田川土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、兵第50号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地区内にある土地のうち、土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市町名		大字名	地域
神戸市西区		上新地、竜が岡1丁目、竜が岡2丁目、 竜が岡5丁目	一円の田
	押部谷町	和田	内一部の田
	平野町	堅田、印路	内一部の田
	神出町	宝勢、池田、紫合、北、広谷、小束野、 五百蔵、勝成、田井、南、東	一円の田

	岩岡町	印路、岩岡、西脇、古郷、野中	一円の田
明石市	大久保町	大窪、西脇	内一部の田
	魚住町	金ヶ崎、長坂寺、清水、西岡、中尾	一円の田
三木市	別所町	花尻、石野、下石野、興治、小林	内一部の田
	志染町	広野、広野1～6丁目	一円の田
加古郡	稲美町	加古、中村、北山、中一色、和田、幸竹、森安、六分一、岡、国安、国北1丁目、国北2丁目、国岡、国岡2丁目、国岡3丁目、蛸草、印南、野谷、草谷、下草谷、野寺	一円の田

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び管理規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

(1) 淡河川を神戸市北区淡河町木津より、志染川を神戸市北区山田町衝原より、美嚢川支流西畑川を神戸市北区八多町西畑より夫々引水し、地区内の要水反別に応じ、分水口から幹線及び支線水路によって分配するための、次に掲げるかんがい施設及びこれに付帯する施設の維持管理

- ① ため池 山田池及びこれに付帯する引水路
- ② 引水路 神田導水路
- ③ 幹線水路 淡河川幹線水路（水源より広野終点まで）  
山田川幹線水路（水源より広野終点まで）  
合流幹線水路（広野より練部屋分水所まで）
- ④ 支線水路 森安支線、天満支線、印南支線、蛸草支線、加古支線、神出支線、広野支線、岩岡支線、別所支線、相野支線
- ⑤ 小支線水路 各支線から代表池まで

(2) 前号のかんがい施設の災害復旧

- 2 この土地改良区は、前項の事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。
- 3 この土地改良区は、国営土地改良事業、県営土地改良事業及びその他土地改良事業によって造成された施設の維持管理を管理委託される場合は、これを受託する。
- 4 この土地改良区は、用水管理の一元化を図るため第1項に掲げる施設に係る維持管理の全部又は一部を東播水土地改良区に委託する。この委託契約に係る対象施設及び内容等については、別に定める。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、兵庫県加古郡稲美町野寺に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町の実務所の掲示場に掲示してこれを公示する。

- 2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し、又は神戸新聞に掲

載する。

## 第2章 会 議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数及び選挙区)

第8条 総代の定数は、41人とし、選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、次のとおりとする。

選 挙 区	選 挙 区 域	総 代 数
第 1 区	神戸市西区	14 人
第 2 区	明 石 市	3 人
第 3 区	三 木 市	4 人
第 4 区	加古郡稲美町	20 人

(選挙人名簿の縦覧)

第9条 理事は、総代の任期満了による総選挙にあつてはその任期満了の日前45日から、その他の選挙にあつてはこれを行うべき事由が生じた日以後速やかに、その指定した場所において、選挙人名簿の関係部分を5日間関係組合員の縦覧に供さなければならない。

2 前項の縦覧の場所及び日時は、理事が縦覧開始の日前3日までに公告しなければならない。

(異議の申出等)

第10条 関係組合員は、選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認めるときは、縦覧期間内に、文書で理事に異議を申し出ることができる。

2 理事は、前項の異議の申出を受けたときは、その申出を受けた日から3日以内に、その異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。その異議の申出を正当であると決定したときは、直ちに選挙人名簿を修正し、その旨を異議申出人及び関係人に通知し、併せてこれを公告しなければならない。その異議の申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を異議申出人に通知しなければならない。

3 選挙人名簿は、総代選挙の期日前6日をもって確定する。

(単記制)

第11条 総代の選挙にあたり、選挙人が投票用紙に記載すべき総代の候補者の数は、1人とする。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(議決方法の特例等)

第13条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、維持管理規程の設定、変更及び廃止、合併並びに解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通

知した事項以外の事項であっても、これを議決することができる。

第14条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第15条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

### 第3章 役員

(役員の数)

第16条 この土地改良区の役員定数は、理事12人及び監事3人とする。

(役員を選任)

第17条 役員は、総代が総代会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長等)

第18条 理事は、理事長1人及び副理事長1人を互選するものとする。

第19条 理事長は、土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第20条 この土地改良区の仕事は、理事の過半数によって決するものとする。ただし、規約の定めるところにより軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第21条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の仕事及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第22条 役員任期は、4年とし、その就任の日から起算する。ただし、土地改良法(以下「法」という。)第29条の2及び法第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消しによる選任並びに補欠選任によって選任される役員任期は、退任した役員残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

第23条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。ただし、組合員である役員が独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)第31条第1項各号に該当する者となり、又は農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成13年6月6日法律第39号)による改正前の農業者年金基金法(昭和4

5年法律第78号)第42条第1項に規定する経営移譲をしたことにより、その被選任権を失ったときは、当該役員は、その任期の残任期間において、組合員でない役員となることができる。

## 第4章 経費の分担

### (経費分担の基準)

第24条 第4条第1項第1号の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、地域内の土地につき要水反別割に賦課する。ただし、第4条第4項の規定に基づき東播用土地改良区に委託した事業に要する経費については、管理委託協定書に定めるところによる。

2 第4条第1項第2号の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき受益の程度を勘案して定めた基準により各区域ごとに賦課する。ただし、第4条第4項の規定に基づき東播用土地改良区に委託した事業に要する経費については、管理委託協定書に定めるところによる。

3 第4条第3項に規定する土地改良施設の維持管理を管理受託する場合において、当該維持管理に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、地域内の土地につき要水反別割に賦課する。

4 前3項の規定にかかわらず、各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、地域内の土地につき要水反別割に賦課する。

### (負担金及び分担金)

第25条 この土地改良区は、法第90条の規定に基づき国営土地改良事業の負担金を負担する。

2 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営土地改良事業の分担金を負担する。

3 第1項の負担金又は前項の分担金に充てるための賦課金は、地域内の土地につき要水反別割に賦課する。

### (賦課徴収の方法)

第26条 前2条の規定による賦課金の賦課徴収の時期及び方法は、総代会で定める。

### (特別徴収金)

第27条 法第36条の2の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の2の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第27条の2 この土地改良区は、法第90条の2及び法第91条の2の規定に基づき、国営土地改良事業及び県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

### (督促)

第28条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を發してこれをするものとする。

### (過怠金)

第29条 第24条、第25条、第27条、又は第27条の2の規定により賦課された賦課金につき、これを滞納した場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞

- 金並びに督促状を発した場合には、その実費を過怠金として徴収する。
- 2 前項の滞納金又は過怠金を市、町が処分する場合には、さらにその徴収金額の 100 分の 4 に相当する額を過怠金として徴収する。
  - 3 前 2 項の過怠金は、特別の事由があると認められる場合に限り、理事会の決定により、これを減免することができる。

## 第 5 章 雑 則

(係及び委員会)

第 3 0 条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は、前 2 項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第 3 1 条 法第 4 2 条第 2 項の規定による決済により徴収すべき金銭については、第 2 9 条の規定を準用する。

(基本財産)

第 3 2 条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産分配の制限)

第 3 3 条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第 3 4 条 この土地改良区の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

この定款は、昭和 2 7 年 3 月 3 1 日から施行する。



## 兵庫県淡河川・山田川土地改良区役員選任規程

(役員の被選任権)

第1条 次に掲げる者は、役員の前被選任権を有しない。

- (1) 組合員でない者
- (2) 法人
- (3) 年令25年未満の者
- (4) 成年被後見人及び被保佐人
- (5) 破産者で復権のできないもの
- (6) 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

(役員の前選任)

第2条 役員は、各被選任区につきその区域に所属する組合員のうちから選任するものとする。  
2 前項の規定による役員の前被選任区及びその区域から選任すべき役員の前定数は、次のとおりとする。

被選任区	被 選 任 区 域		定 数	
			理事	監事
第1被選任区	神戸市西区		4人	1人
	岩岡町	上新地、竜が岡1丁目、竜が岡2丁目 竜が岡5丁目 印路、岩岡、西脇、古郷、野中		
	押部谷町	和田		
	平野町	堅田、印路		
	神出町	宝勢、池田、紫合、北、広谷、小東野 五百蔵、勝成、田井、南、東		
第2被選任区	明石市		1人	2人
	大久保町	大窪、西脇		
	魚住町	金ヶ崎、長坂寺、清水、西岡、中尾		
第3被選任区	三木市		1人	
	別所町	小林、興治、花尻、石野、下石野		
	志染町	広野、広野1～6丁目		
第4被選任区	加古郡		6人	
	稲美町	加古、中村、北山、中一色、和田、幸竹 森安、六分一、岡、国安、国北1丁目 国北2丁目、国岡、国岡2丁目、国岡3丁目 蛸草、印南、野谷、草谷、下草谷、野寺		

3 被選任人の所属の前被選任区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選任人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の

被選任区にあるときは、次の土地の所在地による。

- (1) 土地改良法施行令第4条第4項後段の規定による指定に係る土地があるときは、当該土地
- (2) 前号に掲げるとき以外のときは、当該被選任人が指定して土地改良区に届けた土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）

(選任の時期)

第3条 役員の任期満了による選任は、その任期満了の前日60日から10日までに、その他の選任にあつては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

(選任の議決)

第4条 役員は、総代会の議決によって選任する。

(選任の議案)

第5条 役員の選任に関する議案は、理事長がこれを総代会に提出する。

2 理事長は、役員の選任に関する議案を総代会に提出するには、定款第8条に規定する総代の各選挙区の総代から選ばれた者をもって構成する推せん会議において被選任人として推薦された者につき、議案を作成してしなければならない。

第6条 推せん会議は、前条第2項の規定により被選任人として推薦しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(選任議決の投票)

第7条 第4条の議決は、無記名投票で表決をとる。

2 前項の投票は、総代自ら、総代名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を表示し、議長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行わなければならない。

第8条 議長は、投票が終わったときは、あらかじめ総代会において選任した立会人3人以上立会のうへ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

2 被選任人は、前項の立会人となることができない。

(投票の無効)

第9条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 賛否の確認し難いもの

(選任の確定及び役員就任)

第10条 役員の選任に関する議案が総代会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者（以下「被選任者」という。）にその旨を通知し、同時に被選任者の住所、氏名、所属被選任区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の規定による公告があつたとき、役員に就任するものとする。ただし、第11条若しくは第12条の選任又は土地改良法（以下「法」という。）第29条の2の改選、法第29条の3の規定による役員選任、法第134条第2項の改選若しくは法第136条の規定による決議の取消による選任の場合を除き、公告の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(再選任)

第11条 被選任者が、第1条各号の1に該当することとなつたこと、第2条第3項に規定する被選任区を異動したこと若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなつ

た場合又は法第136条の規定による決議の取消の結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。

(補欠選任)

第12条 役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3箇月以内であるときは、次の総代会まで補欠選任を行わないことができる。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

この変更規程は、平成8年4月1日から施行する。

この変更規程は、平成17年3月28日から施行する。

## 兵庫県淡河川・山田川土地改良区規約

### 第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この土地改良区の管理運営に関しては、法令、法令に基づく行政庁の処分及び定款に別段の定めがあるもののほかは、この規約による。

### 第 2 章 会 議

(開議・散会)

第 2 条 総代会は、あらかじめ通知した時刻に始め、通知した時刻に終わる。ただし、総代会において特に議決したとき又は議長が必要と認めたときは、時間を伸縮することができる。

(出席)

第 3 条 総代は、総代会に出席したときは、総代会の招集者にその旨を届け出るものとする。

(開会)

第 4 条 総代会の招集者は、出席人員が定数に達したときは、これを報告して開会を宣し、議長の選任を総代会にはかるものとする。

(議事録記名人の選任)

第 5 条 議長は、議事の開始にあたり、総代会の承認を得て、議事録記名人 2 人を指名するものとする。

(議長の職務)

第 6 条 議長は、議事の進行をはかるほか、議場の整理に必要な措置をとることができる。ただし、総代の発言を不当に制限してはならない。

(中途退場)

第 7 条 総代は、会議中みだりに議場を退くことができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、議長の許可を受けて退くことができる。

(議事)

第 8 条 議案は、議長が先ず議題を宣告し、提案者の説明、これに対する質疑、討論及び採決の順により確定する。

(発言)

第 9 条 発言しようとする者は、議長の承認を得なければならない。

2 発言は、起立して行い、議題以外のことにわたってはならない。

(動議)

第 10 条 総代は、議事の進行を妨げない限り、他の総代 5 人以上の賛成を得て、議長に動議を提出することができる。

2 前項の動議が提出されたときは、当該動議が定款第 13 条の規定により議決できる事項に限り、これを議案として付議すべきかどうかを総代会にはかるものとする。

3 第 1 項の動議が議案の修正の動議である場合には、先ず修正動議について採決する。ただし、修正動議が 2 以上あるときは、その趣旨が原案と、もっとも異なるものから順次に採決する。

4 動議を提出した者がこれを撤回しようとするときは、その動議の提出に賛成した者の同意を

得なければならない。

(採決の方法)

第11条 採決は、挙手、起立又は投票のいずれかの方法によるものとし、議長は、採決の都度総代会にはかつて決定する。

2 議長は、採決の結果を宣言する。

(委員会付託)

第12条 総代会で必要があると認めるときは、総代会の期間内において委員会を設置し、これに付託して議案その他の審議をさせることができる。

2 委員会の委員は、総代会において出席した総代のうちから選任する。

3 委員会に付議した議案は、委員会の審査の結果の報告をきいて採決しなければならない。

4 委員会の運営その他必要な事項は、総代会で定める。

(議案、動議の再提出禁止)

第13条 否決された議案又は撤回され、若しくは議案として付議されなかった動議は、再び同一の総代会に提出することができない。

(禁止行為)

第14条 会議中は、私語その他議事を妨げる行為をしてはならない。

2 会議中総代が議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警告し、制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議が終わるまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

(議決事項等の報告)

第14条の2 総代は、総代会で審議された事項及びその結果について、組合員への周知に努めるものとする。

### 第3章 役員

#### 第1節 総則

(役員会議)

第15条 役員会議は、理事会及び監事会とする。

(役員報酬)

第16条 役員に対する報酬、賞与その他の給与は、総代会で定める。

#### 第2節 理事

(理事会)

第17条 理事会は、少なくとも年3回以上開催するほか、理事長が必要と認めた場合又は理事総数の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

2 理事会の招集は、理事長が行う。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、5日前までに日時、場所及び議案を各理事に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

5 議長は、理事会の議事の進行をはかるほか、会場の整理に必要な措置を取ることができる。

6 議長は、会議中、私語その他議事を妨げる発言又は行為等会場の秩序を乱す者があるときは、これを警告し、制止し、又は発言を取り消させることができる。この場合において、議長の命に従わない者に対しては、議長は、当日の会議が終わるまで発言を禁止し、又は会場の外に退去させることができる。

(理事会の付議事項)

第 18 条 理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 定款、規約、管理規程及び総代会の決議により、理事会に委ねられた事項
- (2) 総代会の召集並びにこれに提出すべき議案に関する事項
- (3) その他土地改良区の管理運営上必要と認める事項

2 理事会は、軽易な事項については、理事長の専決に委ねることができる。

(理事会の議決方法等)

第 19 条 理事会の議事は、理事総数の過半数によって決する。

- 2 理事は、代理人によって議決に加わることはできない。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べるることができる。
- 4 理事会は、必要に応じ、職員その他の者を出席させて意見を徴することができる。

(理事会の議事録)

第 20 条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調整しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 出席した理事及び欠席した理事の氏名
- (3) 議事の要領
- (4) 決議事項及び賛否の数
- (5) 議事録記名人の選任に関する事項
- (6) その他議長が必要と認めた事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人 2 人以上が記名押印又は署名をしなければならない。

### 第 3 節 監 事

(総括監事)

第 21 条 監事は、総括監事 1 人を互選する。

- 2 総括監事は、監事会を招集し、その議長にあたる。
- 3 監事は、あらかじめその互選によって定められた順序に従い、総括監事に事故があるときは、その職務を行う。

(監事会)

第 22 条 監事会は、少なくとも毎事業年度 2 回開催するほか、総括監事が必要と認めた場合又は他の監事の請求があった場合に開催する。

(監事会の付議事項)

第 23 条 監事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 監査計画に関する事項
- (2) 監査細則の設定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 土地改良区と理事との契約又は争訟についての土地改良区の代表に関する

#### 事項

- (4) 土地改良法第27条の規定による会議の招集に関する事項
- (5) その他監事の職務執行上必要と認めた事項  
(監事会の議決方法等)

第24条 監事会は、2人以上の監事の出席がなければ議事を開くことはできない。

- 2 監事会の議事は、監事総数の過半数で決する。
- 3 監事会は、必要に応じ、理事、職員その他の者を出席させて意見を徴し、又は事情を聴取することができる。
- 4 監事会には、第20条の規定を準用する。ただし、「2人」とあるのは、「1人」と読み替えるものとする。

### 第4章 業務の執行

#### (補助機関)

第25条 この土地改良区に次の係及び委員会を置く。なお、必要に応じて他の係及び委員会を置くことができる。

- (1) 庶務係
  - (2) 会計係
  - (3) 工事係
  - (4) 庶務・会計委員会
  - (5) 財産管理委員会
- 2 前項の係及び委員会に関する規程は、総代会で定める。
- 3 この土地改良区に理事会の議決により、顧問を置くことができる。

#### (会計主任)

第26条 この土地改良区に会計主任を置く。

- 2 会計主任は、理事長がこれを命ずる。
- 3 会計主任は、この土地改良区の現金又は物品の出納その他会計事務をつかさどる。(職員)

第27条 前条に定める者のほか、この土地改良区に職員若干名を置く。

- 2 職員の事務分掌に関する規程及び職員の任免、給与等に関する規程は、理事会で定める。

#### (執務時間)

第28条 この土地改良区の執務時間及び定例休日は、次のとおりとする。

- (1) 執務時間 午前8時30分より午後5時15分までとし、正午から60分間は、休憩時間とする。
- (2) 休日 日曜日、土曜日及び創立記念日(1月27日)並びに国民の祝日のほか、12月29日より翌年1月3日までの期間とする。

#### (業務執行に関する細則)

第29条 理事会が必要と認めるときは、この規約の範囲内で、別に業務執行に関する細則を設けることができる。

### 第5章 会計

#### (会計年度及びその独立の原則)

第 30 条 この土地改良区の会計年度は、事業年度の期間とする。

2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもってこれに充てなければならない。

(会計区分)

第 31 条 この土地改良区の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充て、一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合において、総代会の決議によりこれを設置することができる。

(総計予算主義の原則)

第 32 条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを収支予算に編入しなければならない。

(予算の調整及び議決)

第 33 条 理事長は、毎会計年度、収支予算を調整し、年度開始前に、総代会の議決を経なければならない。

(収支予算の区分)

第 34 条 収支予算は、収入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、支出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。

(予備費)

第 35 条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあつては、予備費を計上しないことができる。

2 予備費は、総代会の否決した費途に充てることができない。

(補正予算・暫定予算等)

第 36 条 理事長は、収支予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調整し、これを総代会に提出することができる。ただし、総代会を招集する暇がなく、かつ、当該会計年度の賦課金に増減がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には、理事長は、次の総代会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

2 理事長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調整し、これを総代会に提出することができる。

3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(支出の方法)

第 37 条 会計主任は、理事長の命令がなければ、支出することができない。

2 会計主任は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ支出をすることができない。

(決算及び財産目録等)

第 38 条 理事長は、毎会計年度決算及び財産目録を監事の監査に付し、その意見を付けて、次の通常予算を議する会議までに総代会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により、決算及び財産目録につき総代会の承認を受けるに当たっては、理事長は、当該決算に係る会計年度中の事業報告書を提出しなければならない。



(剰余金の処分)

第39条 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の収入に編入しなければならない。

(契約の方法)

第40条 売買、貸借、請負、その他の契約は、競争入札の方法によらなければならない。ただし、理事会の議決により、随意契約によることができる。

(余裕金の運用)

第41条 この土地改良区の余裕金は、総代会の議決により、確実かつ効率的な方法により運用するものとする。ただし、余裕金の運用としては、株式の取得は行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の方法による余裕金の運用は、理事会の議決によるものとする。

(1) 金融機関への預貯金

(2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(3) 国債証券、地方債証券、政府保証債権又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得

(4) 特別な法律により設立された法人の発行する債券の取得

(5) 貸付信託の受益証券の取得

(一時借入金)

第42条 理事長は、収支予算内の支出をするため、総代会で定めた最高額の範囲内で一時借入金を借り入れることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、その会計年度の収入をもって償還しなければならない。

(出納の閉鎖)

第43条 この土地改良区の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(財務状況の公表)

第44条 理事長は、毎年1回以上収支予算の執行状況並びに財産、区債及び借入金の現在高その他財務に関する事項を組合員に公表しなければならない。

(会計に関する細則)

第45条 会計に関する細則は、理事会で定め、監事会及び総代会の承認を受けなければならない。

## 第6章 事業の施行

(工事の施工方法等)

第46条 工事は、直営とする。ただし、理事会の議決により請負に付することができる。

2 この土地改良区は、理事若しくは監事又は理事若しくは監事が顧問、役員又は評議員の職を兼ねる会社その他の団体に工事の請負をさせることができない。

## 第7章 補 則

(組合員でない者の権利の放棄に伴う損失補償金)

第47条 この土地改良区は、土地改良事業の開始手続き後に設定された権利について土地改良法第61条第3項の規定による損失の補償を行った場合には、当該土地（地役権者の場合にあつては、当該承役地）に関して組合員である者に対して、当該補償額の全額を求償することができる。

（投票区）

第48条 総代選挙の投票区は、別表による。

（補償）

第49条 土地改良法第118条第5項、第119条、第120条及び第122条第1項の規定による補償金の額は、被害者より損害見積額を提出させ、これに基づいて理事会が定める。

（施設の破損等の報告）

第50条 組合員は、工作物その他の施設について破損その他の修繕を要する箇所があることを発見したときは、速やかに、土地改良区に報告しなければならない。

（農地転用等に伴う処理）

第51条 この土地改良区の地区内農地等が転用される場合において、農地法施行規則第22条第6号又は第48条第2項第3号の規定による意見は、理事会で決する。

2 前項に定めるほか、この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外及び権利義務の決済等に関する規程は、理事会で定め、総代会の承認を受けなければならない。

附 則

この規約は、昭和41年6月2日より施行する。

この規約は、昭和50年12月5日に一部改正し、同日から施行する。

この規約は、昭和53年3月15日に一部改正し、同日から施行する。

この規約は、昭和54年3月15日に一部改正し、同日から施行する。

この規約は、平成8年4月1日に一部改正し、同日から施行する。

この規約は、平成17年3月28日に一部改正し、同日から施行する。

この規約は、平成23年3月25日に一部改正し、同日から施行する。

この規約は、平成24年3月23日に一部改正し、同日から施行する。

## 資料9

### ため池敷の処分に関する取扱規程

(目的)

第1条 この土地改良区の所有に係るため池のうち、神出支線、岩岡支線、森安支線、加古支線及び別所支線の水路に所属したため池敷（以下「ため池敷」という。）の処分に関する取扱いについては、法令及び定款に別段の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(処分手続き)

第2条 ため池敷の処分については、あらかじめ別記様式第1号による関係ため池の水利代表者（以下「水利委員長」という。）の処分申請書に別記様式第2号による関係ため池の水利委員の同意書及びため池敷処分に伴う会議録写を添付して、理事長に申請しなければならない。（同意書の写しも添付すること。）

(処分の方法)

第3条 前条の申請のあったため池敷の処分については、その処分の方法、処分の相手方及び処分の価格等につき、この土地改良区理事と関係ため池代表者と協議のうえ、総代会の議決を経なければならない。

(処分金の処理)

第4条 ため池敷の売却処分金の配分については、下記のとおり定める。

- (1) 処分の価格総額の40%は、兵庫県淡河川・山田川土地改良区の取得とする。
- (2) 処分の価格総額の60%は、処分したため池関係者の水利等に関する補償とする。

(取得金の使途)

第5条 前条第1号の取得金は、別途積立をする。ただし、総代会の決議を経て、この土地改良区の事業の運営に充てることができる。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、昭和40年5月21日から施行する。

この規程は、昭和43年8月20日に一部改正し、同日から施行する。

この規程は、平成8年4月1日に一部改正し、同日から施行する。

## 資料 10

## 協 定 書

近畿農政局長（以下「甲」という。）と兵庫県淡河川山田川土地改良区理事長（以下「乙」という。）とは、兵庫県知事及び東播用水土地改良区理事長を立会人として、国営東播用水土地改良事業（以下「事業」という。）の実施に当たり、乙の水利使用に係る措置について下記のとおり協定する。

## 記

第1条 甲は、乙の実施に係るかんがい用水事業の歴史を尊重し、事業を実施するものとする。

第2条 乙は、事業の実施に積極的に協力するものとする。

第3条 乙は、乙の既得の水利権（淡河川頭首工における最大取水量毎秒 1.0 立方米及び山田川頭首における最大取水量毎秒 1.3 立方米）が新たに農林水産大臣名義で設定される水利権に包括されることに同意するものとする。

第4条 甲は、乙に前条の既得水利権が存したことを認め、事業計画に基づき、乙のかんがい用水の使用に支障が生じないように措置するものとする。

第5条 甲は、事業に係る施設の管理を他の者に委託するときは、この協定書に定める事項をその管理を受託する者に継承させるものとする。

第6条 この協定書について疑義が生じたときは、甲、乙及び立会人が協議し誠意をもって解決するものとする。

本協定締結の証として、本書 4 通を作成し、甲、乙及び立会人が記名押印の上各 1 通を保存するものとする。

昭和 57 年 1 月 18 日

甲	近畿農政局長	高 畑 三 夫 印
乙	兵庫県淡河川山田川土地改良区理事長	吉 岡 義 雄 印
立会人	兵庫県知事	坂 井 時 忠 印
	東播用水土地改良区理事長	大 原 義 治 印

## 資料 11

### 覚 書

農林水産省近畿農政局（以下「農政局」という。）が実施中の東播用水土地改良事業（以下「国営事業」という。）及び兵庫県が実施を予定している東播用水地区かんがい排水事業（以下「県営事業」という。）の促進に当たり、近畿農政局東播用水農業水利事業所長（以下「甲」という。）、兵庫県農林水産部長（以下「乙」という。）、東播用水土地改良区理事長（以下「丙」という。）及び兵庫県淡河川山田川土地改良区理事長（以下「丁」という。）は、下記のとおり了解したことを確認し、この覚書を交換する。

#### 記

（国営事業及び県営事業の促進）

- 第1条 甲、乙、丙及び丁は、国営事業及び県営事業（以下「両事業」という。）の実施に当たり、丁が実施したかんがい用水事業の歴史的成果を尊重し、それぞれ協力して事業の促進を図るものとする。
- 2 丁は、国営事業の計画変更及び県営事業の施行のために甲、乙又は丙が進める土地改良法の手続に積極的に協力するものとする。
- 3 丁は、国営事業実施のために農政局が行う河川法上の手続に積極的に協力するものとする。
- 4 甲、乙及び丙は、丁と合意の上、丁の所有するかんがい用水施設を両事業において有効に活用するものとする。

（用水施設用地等の評価）

- 第2条 甲、乙、及び丁は、両事業の実施に必要な丁所有の土地等の買収又は補償について、誠意をもって協議するものとする。
- 2 前項の丁所有の土地等については、当事者間において別に協議の上、適正に評価するものとする。

（施設の管理方針）

- 第3条 両事業により造成される施設、及び第1条第4項に基づき甲、乙及び丙が両事業に使用する施設の管理方法については、丙及び丁が別途協議の上定めるものとする。
- 2 前項の施設の利水管理の方法については、適切な管理が行われるよう甲、乙、丙及び丁が別途協議の上定めるものとする。

（その他）

- 第4条 この覚書について疑義が生じたときは、その都度甲、乙、丙及び丁が協議して解決するものとする。

本覚書交換の証として本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

昭和57年1月18日

甲	近畿農政局東播用水農業水利事業所長	勝 俣	昇 印
乙	兵庫県農林水産部長	前 田 豪	一 印
丙	東播用水土地改良区理事長	大 原 義 治	印
丁	兵庫県淡河川山田川土地改良区理事長	吉 岡 義 雄	印

資料 12

確 認 書

農林水産省近畿農政局が実施中の国営東播用水土地改良事業（以下「国営事業」という。）及び兵庫県が実施をしている東播用水地区かんがい排水事業（以下「県営事業」という。）の促進に当り、近畿農政局東播用水農業水利事業所長（以下「甲」という。）、兵庫県農林水産部長（以下「乙」という。）、東播用水土地改良区理事長（以下「丙」という。）及び兵庫県淡河川山田川土地改良区理事長（以下「丁」という。）との間で締結した昭和 57 年 1 月 18 日付の覚書にもとづき甲及び乙を立合人として丙及び丁は下記のとおり了解し確認書を交換する。

記

（土地改良区の管理区分）

- 第 1 条 国営事業に含まれるかんがい用水施設で現在丁の管理する施設に係るもののうち、練部屋分水工より上流部については丙が管理するものとする。
- 2 現在丁の管理するかんがい用水施設のうち、前項の丙が管理する以外のかんがい用水施設は丁が管理する。
- 3 前 2 項に係る管理区域の詳細は別に協議するものとする。
- 4 第 1 項、第 2 項の管理費の負担については、施設が供用を開始するまでに丙及び丁が協議して別に定めるものとする。

（用水施設等の取得又は使用）

- 第 2 条 国営事業の完了後、丙は丁の所有するかんがい用水施設及び用地のうち第 1 条第 1 項に示す管理区域に該当する部分を取得又は、使用するものとし、その条件は乙の調整によるものとする。
- 2 前項に示す条件は用水施設供用開始までに定めるものとする。
- 3 第 1 項に示す条件には国営事業による地役権設定補償費相当額を控除して算定するものとする。

（国営事業及び県営事業の負担金等）

- 第 3 条 丁の管理区域における国営事業及び県営事業受益者負担金等は東播用水土地改良区の規定により算定し、丁が徴収納入するものとし、その細部については丙と丁が協議して別に定めるものとする。

（土地改良区の組織）

- 第 4 条 国営事業完了後の丙、丁の組織については土地改良区連合案を含め、丙、丁が検討した結果により定めるものとする。
- 2 前項の検討は立合人の指導により丙、丁が事業完了までに行うものとする。

（その他）

- 第 5 条 この確認書に疑義が生じた場合はその都度丙及び丁が協議して解決を図るものとする。
- この確認書は 4 通作成し、記名押印の上甲、乙、丙及び丁が各 1 通を所有するものとする。

昭和 57 年 1 月 18 日

	東播用水土地改良区理事長	大 原 義 治 印
	兵庫県淡河川山田川土地改良区理事長	吉 岡 義 雄 印
立会人	近畿農政局東播用水農業水利事業所長	勝 俣 昇 印
	兵庫県農林水産部長	前 田 豪 一 印

## 資料 13

### 議 事 録

- 1 関係者の呼称は次のとおりとする。

呼 称	職 名
農政局長	農林水産省近畿農政局長
県 知 事	兵庫県知事
甲	近畿農政局東播用水農業水利事業所長
乙	兵庫県農林水産部長
丙	東播用水土地改良区理事長
丁	兵庫県淡河川、山田川土地改良区理事長

- 2 協定書等の呼称は次のとおりとする。

呼 称	日 付	当事者名	立会者名
協定書	57年1月18日	農政局長、丁	県知事、丙
覚 書	57年1月18日	甲、乙、丙、丁	
確認書	57年1月18日	丙、丁	甲、乙

- 3 協定書第4条に基づく措置は次のとおりとする。

- (1) 事業計画とは、昭和57年度において国営事業計画の変更を予定しているものを示す。
- (2) 支障が生じない用水量とは、次のとおりとする。

水源施設よりのかんがい用水の補給は、非かんがい期末（5月19日）までにため池を満水し、かんがい期間（5月20日より9月27日まで）中には平均10,700,000m<sup>3</sup>を補給する。

ただし、上記水量はかんがい面積3,296haについて、丁の管理区域の溜池規模を16,000,000m<sup>3</sup>として算出した値とする。

- 4 覚書第2条に基づく買収及び補償の対象物件は下記のとおりとする。

- (1) 買収物件は、呑吐ダム水没地の土地とする。
- (2) 補償物件は、呑吐ダム水没地の残地及び用水施設及び淡河川頭首工並びに確認書第1条第1項に示す施設に対する確認書第2条第3項の地役権とする。

- 5 確認書第2条第3項に示す算定額、及び前項4に示す買収及び補償額は包括して算定するものとする。

- 6 丁の所管区域に係る1,755ヘクタールの県営事業に対する地元負担金の平均額との差額は1億5千万円とし、丁が負担する。

なお、この差額に著るしい変動が生じた場合は丙、丁、両者が協議して解決を図るものとする。

以上

昭和 57 年 1 月 18 日

近畿農政局東播用水農業水利事業所

	次 長	下 西	秀 一	印
兵庫県農林水産部	技 監	谷 岡	恒 男	印
東播用水土地改良区	副理事長	福 田	幸 夫	印
	〃	松 井	修	印
兵庫県淡河川、山田川土地改良区	副理事長	藤 本	久 夫	印
	〃	沼 田	歳 之	印



## 資料 14

### 同 意 書

近畿農政局長

高 畑 三 夫 殿

国営東播用水土地改良事業が実施されるにあたり、当区が保有する淡河川頭首工における取水量毎秒 1.0 立方米及び山田川頭首工における取水量毎秒 1.3 立方メートルの既得水利権を農林水産大臣が新たに本事業の水利権として包括し取得することに同意する。

昭和 57 年 1 月 18 日

兵庫県加古郡稲美町野寺 84 の 5

兵庫県淡河川山田川土地改良区

理事長 吉 岡 義 雄 印

## 資料 15

## 組織等の調整に関する確認書

近畿農政局東播用水農業水利事業所長(以下「甲」という。)、兵庫県農林水産部長(以下「乙」という。)、東播用水土地改良区理事長(以下「丙」という。)及び兵庫県淡河川山田川土地改良区理事長(以下「丁」という。))は、国営東播用水土地改良事業(以下「国営事業」という。))及び県営東播用水土地改良事業(以下「県営事業」という。))に関する昭和57年1月18日付けの協定書等において懸案となっていた東播用水土地改良区と兵庫県淡河川山田川土地改良区(以下「淡山土地改良区」という。))との間の組織等の調整について協議した結果、下記のとおり取り決めたことを確認する。

## 記

## (土地改良区の組織)

- 第1条 丁は、東播用水土地改良区の地区は国営事業及び県営事業により利益を受ける地域であることを確認する。
2. 丙は、従来の淡山土地改良区の地区に、別紙「管理区分一覧表」(以下「一覧表」という。))に記載された淡山土地改良区が管理者となる県営事業により造成されたかんがい用水施設等を新規に利用する地域(明石市及び加古川市内の地域を除く。))が追加されることを了解する。
3. 前項に係る地区の変更を行う時期は、丙及び丁が協議して定めるものとする。
4. 丙及び丁は、本確認書締結後国営事業完了時から5年以内を目標に両土地改良区の合併に努力するものとする。
5. 甲及び乙は、前項の合併を促進するための指導又は助言を行うものとする。

## (かんがい用水施設等及び用水の管理方法)

- 第2条 国営事業及び県営事業で造成されたかんがい用水施設及び国営事業に包含される既設水路(淡河頭首工を含む。))並びに用水管理所の管理区分の方針について、丙及び丁は、一覧表に掲げる区分とすることを了解する。
2. 甲及び乙は、前項の方針に沿い、国又は県と東播用水土地改良区又は淡山土地改良区との間の管理委託協定等の締結に努めるものとする。
3. 丙及び丁は、加古川水系広域農業水利施設総合管理事業(以下「総合管理事業」という。))の実施を了解する。
4. 丙及び丁は、第1項に規定する管理区分の方針に沿う配水計画を樹立の上、水管理に関する協定を締結するものとし、甲及び乙は、これについての指導又は助言を行うものとする。
5. 甲、乙、丙及び丁は、淡山土地改良区の使用する用水量を第2回国営事業変更計画に基づくものとすることを確認する。

## (用水施設等の使用)

- 第3条 一覧表において施設使用形態区分を共用としたかんがい用水施設等は、両土地改良区が用水使用のため共用するものとする。
2. 丙及び丁は、第1項に規定するかんがい用水施設等の使用料を互いに求めないものとする。

(維持管理費及び改修費等)

第4条 前条第1項に規定するかんがい用水施設等の維持管理費及び改修時に要する費用（以下「維持管理費等」という。）は、両土地改良区が共に負担するものとする。

2. 年度ごとの維持管理費等の額の算定については、丙及び丁が協議して行うものとする。

3. 維持管理費等の負担の割合は、受益面積を基準として算出するものとする。

(国営事業負担金等)

第5条 丙及び丁は、国営事業（農業用排水）に係る県助成後の反当農家負担額が、両土地改良区の間においては格差がないことを確認する。

2. 丙は、総合管理事業に係る農家負担金を東播用水土地改良区の規定により徴収し、県に納入するものとする。

ただし、淡山土地改良区の地区における徴収については、丙は丁にこれを委託するものとする。

3. 前項の徴収事務に要する経費の負担及びその他の共通する事務に要する経費の負担は、丙及び丁で協議し、決定するものとする。

(その他)

第6条 甲、乙、丙及び丁は、昭和57年1月18日付けの協定書等において懸案となっていた事項を本確認書においてすべて整理し、淡山土地改良区が実施したかんがい用水事業に係る成果が国営事業及び県営事業に円満に継承されたことを確認する。

2. 丁は、国営事業の計画変更等に係る同意の取得に協力するものとする。

この確認書は4通作成し、記名押印の上甲、乙、丙及び丁が各1通を保有するものとする。

平成2年12月20日

甲 近畿農政局東播用水農業水利事業所長

蓬 田 達 郎

乙 兵庫県農林水産部長

石 川 洋太郎

丙 東播用水土地改良区理事長

加 古 房 夫

丁 兵庫県淡河川山田川土地改良区理事長

吉 岡 義 雄

管理区分一覧表

管理者	施設使用形態	造成事業	かんがい用水施設等
国	総合管理事業	国営事業	川代ダム 大川瀬ダム 呑吐ダム 川代導水路 大川瀬導水路 中央幹線水路（神出上水分水工より上流）
東播用水 土地改良区	共用	国営事業	中央幹線水路（神出上水分水工直下より下流）
	単独使用	国営事業	中央管理所 本表記載以外のかんがい用水施設
淡山土地改良区		共用	国営事業
	県営事業		別所支線水路 岩岡 2 号支線水路（大道星分水工より上流） 加古 2 号支線水路（竹谷池分水工より上流）
	単独使用	国営事業	淡河幹線水路（窟屋分水工直下より下流） 合流幹線水路（中央幹線水路合流部直上より上流） 南部管理所
		県営事業	神出支線水路 加古 1 号支線水路 森安支線水路 印南支線水路 岩岡 1 号支線水路 岩岡 2 号支線水路（大道星分水工直下より下流） 天満支線水路

## 資料 16

### 組織再編に関する確認書

#### 確認書

東播用水土地改良区（以下「甲」という。）と兵庫県淡河川山田川土地改良区（以下「乙」という。）は、国営東播用水農業水利事業等により造成された広域的水利施設管理の合理化を進めるとともに組織運営を一元化し、もって、関係受益農家の利益向上を図る必要があるとの認識に立ち、東播用水関係組織再編等検討委員会（以下「検討委員会」という。）における合意に基づき、兵庫県農地整備課長を立会人として、甲、乙の水管理組織の統合について下記のとおり確認する。

#### 記

（統合の骨子）

第1条 検討委員会で合意を得た「組織再編基本方針の骨子」は別紙のとおりとする。

2 水管理組織の統合時期は、平成8年4月1日までとする。

（再編土地改良区定款の基本事項）

第2条 再編土地改良区の定款作成の基本となる事項は、次のとおりとする。

（1）名称は、（新）東播用水土地改良区とする。

（2）地域は、甲及び乙の定款で定める地域とする。

（3）事業は、甲の定款で定める事業及び乙の定款で定める事業の内、広域的水利施設の維持管理に関する事業とする。

（4）広域的水利施設の維持管理に要する経費及び一般運営事務費は、全地域均一賦課を原則とする。

（5）事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

（乙の定款変更の基本事項）

第3条 乙の事業は、乙の定款で定めるものの内、前条により再編土地改良区の事業を除くものとする。

（定款及び諸規程案の作成）

第4条 甲、乙は、第2条に定める基本事項を踏まえ、定款及び諸規程の作成、土地改良事業計画書の作成、再編土地改良区の認可申請書の作成等のための委員会を設置し、甲、乙の総代会において各々の組合員から委員を選任する。

甲 7人

乙 7人

2 委員会の運営経費の負担は、甲、乙の負担とする。

3 前項の委員会は、第1項の作成等に当たって、兵庫県の指導・助言を得るものとする。

（現行の定款変更等）

第5条

甲及び乙は、各々の責任において、現行の定款変更の認可ならびに諸規程の変更等が、平成8年3月31日までに得られるよう、所要の手続きを進めるものとする。

（組織再編の承認）

第6条 甲及び乙は、平成6年3月31日までに総代会を開催し、次の事項を議決するものとする。

（1）組織再編の承認

（2）確認書の承認

（3）第4条に定める委員の選任

（確認事項の変更等）

第7条 この確認の日から組織再編までの間において、不測の事由または隠れた瑕疵により、甲、乙いずれかの財産又は組織再編の基本的な条件に重大な変更が生じた場合には、甲、乙協議のうえ、この確認書を変更し、または解除することができる。

(雑則)

第 8 条 組織再編に関し新たな取り決めを必要とするとき、またはこの確認書に疑義が生じたときは、甲、乙、立会人の各代表者が協議のうえ決定する。本協定において定められた事項について疑義が生じたとき、又は本協定を変更する必要があるときは、その都度甲、乙が協議するものとする。

(確認書の効力)

第 9 条 この確認書は、第 6 条に規定する総代会の承認を得たとき、組織再編に係る甲、乙の契約としてその効力を生ずる。

以上の証として本書 3 通を作成し、甲、乙及び立会人署名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 6 年 3 月 24 日

甲	東播用水土地改良区	理事長	加古 房夫
乙	兵庫県淡河川・山田川土地改良区	理事長	吉岡 義雄
立会人	兵庫県農地整備課長		安部 優吉

## (別紙) 組織再編基本方針の骨子

### 1 趣旨

東播用水土地改良区と淡山土地改良区は、水資源開発の歴史的経緯に照らし、双方が対等の組織であるとの認識に立ち、組織再編を行う。

### 2 両土地改良区の現管理区域

国営東播用水土地改良事業の受益面積及び両土地改良区の現管理区域の面積は、次の通りである。  
(平成5年11月24日現在確認面積による)

(1) 国営東播用水土地改良事業の受益面積…A=7,684ha

(2) 東播用水土地改良区の管理区域……………A=5,176ha

(3) 淡山土地改良区の管理区域……………A=2,508ha

### 3 再編の目的

広域的水利施設に係る土地改良財産及び施設を一元的に管理し、国営東播用水事業の所期の目的を達成するとともに合理的・経済的な用水管理を実現し、関係農家の利益向上を図る。

### 4 再編の時期

組織再編の時期は平成8年4月までとする。

### 5 再編後の組織等

#### (1) 再編土地改良区の事業

① 国・県営東播用水土地改良事業等で造成された、幹・支線水路、揚水機等の土地改良財産を国・県から委託を受けて管理する。

● 現行の管理区域別に国・県が両土地改良区に対する管理委託協定（締結または締結予定）を変更または解除し、国・県は再編土地改良区と協定を締結する。

② 淡山土地改良区が財産権を有する土地改良施設の内、広域的水利施設を同区から委託を受けて一元的に管理する。

● 淡山土地改良区が所有権（財産）を有する土地改良施設の管理について、同区と再編土地改良区が管理委託協定締結する

#### (2) 再編土地改良区の名称

「(新) 東播用水土地改良区」とする。

#### (3) 再編土地改良区の賦課

広域的水利施設の維持管理及び一般運営事務費は、全地域均一賦課を原則とする。

#### (4) 再編土地改良区の組織等

検討委員会の合意を踏まえ、両土地改良区で具体化を図る。

#### (5) 淡山土地改良区が実施する事業

再編後の淡山土地改良区は、受益対象区域2,508haの加盟水利団体に係るため池等の土地改良財産を維持管理する事業を主に行う。

#### (6) 東・淡広域水利施設調整協議会（仮称）の設置

再編土地改良区と淡山土地改良区が調整事項を検討する場として、調整協議会を設置する。

(協議調整事項)

● 両区の締結した管理委託協定書の内容に関する事項

- その他、両区間の連携・強調のために必要な事項

6 組織再編までの概略スケジュール

- (1) 組織再編基本合意…平成6年3月末まで
- (2) 定款、管理委託協定、維持管理計画書等諸規程の細部調整…平成6年4月～平成7年3月末まで
- (3) 土地改良法手続き（同意徴収等）…平成7年4月～平成8年3月まで
- (4) 組織再編完了…平成8年4月まで

7 再編土地改良区及び淡山土地改良区の整備（変更）が必要な諸規程

- (1) 定款、諸規程
- (2) 維持管理計画書
- (3) 土地改良施設の操作・運用諸規程
  - 東播用水国営造成施設管理方法書
  - 国営幹線水路及び支線水路管理規程
  - 用水管理規程
  - 頭首工操作方法書
  - 補給ため池用水管理規程
  - ポンプ施設操作方法書
  - 揚水機場電気工作物保安規程
  - 管水路用水充水要領
  - 水系合同水利調整協議会規約



## 資料 17

### 管理委託協定書

兵庫県淡河川・山田川土地改良区（以下「甲」という。）と東播用水土地改良区（以下「乙」という。）は、甲が所有権（財産）を有する土地改良施設の管理について、下記のとおり協定を締結する。

記

（管理委託協定）

第1条 甲は、土地改良施設台帳（添付図面等参考資料を含む。）に記載された施設の管理（維持、保存及び運用をいうものとし、これらのためにする改築工事等を含む。以下同じ。）を乙に委託する。

（遵守義務）

第2条 乙は、別に定める操作、運用に関する諸規程を遵守し、土地改良施設を良好に管理するものとする。

第3条 土地改良施設の原形に変形を及ぼす改築工事を行おうとする者（乙を除く。）があるときは、乙は当該工事の施行者から承認申請書を提出させ、当該申請書に乙の意見を添え、あらかじめ、甲の承認を受けるものとする。

（施設使用料等）

第4条 管理委託協定に係る施設の使用料は無償とし、当該施設の維持管理に要する経費は乙の負担とする。

（調整協議会の設置）

第5条 本管理委託協定に係る土地改良施設の管理に関する甲及び乙における共通する課題を協議・調整するために、東播用水南部水利施設調整協議会（以下「協議会」という。）を設置する。同協議会の運営に関する規約は別に定める。

（協定の変更又は解除等）

第6条 受益農地の一部又は全てが潰廃し、施設使用の一部又は全部の目的が完了し、甲、乙がその用途を廃止することを相当と認めた場合は、本協定を変更又は解除し、当該施設を所有者に返還する。

（既得用水の確保）

第7条 国営東播用水土地改良事業の実施に当たって確認された甲の既得用水の確保に係る確約事項については、乙が誠意をもって対応するものとする。

（疑義の決定）

第8条 本協定において定められた事項について疑義が生じたとき、又は本協定を変更する必要があるときは、その都度甲、乙が協議するものとする。

上記協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び立会人である兵庫県三木土地改良事務所長は、記名押印のうえ、それぞれ1通を保存するものとする。

付記 この協定書による管理委託は、平成8年4月1日より施行する。

平成7年12月6日

委託者（甲）	兵庫県淡河川・山田川土地改良区理事長	吉岡 義雄
受託者（乙）	東播用水土地改良区理事長	加古 房夫
立会人	兵庫県三木土地改良事務所長	安芸 洋一

## 資料 18

## 東播用水南部水利施設調整協議会規約

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規約は、東播用水土地改良区(以下「甲」という。)と兵庫県淡河川・山田川土地改良区(以下「乙」という。)が、用水管理の合理化を図るため、乙が所有権を有する施設に係る維持管理について管理委託協定を締結し、広域的水利施設の維持管理部門を甲に組織統合することを契機として、統合後における両土地改良区間の連携・協調と共通する課題を協議調整するために、管理委託協定書第 5 条の規定に基づき設置する「東播用水南部水利施設調整協議会(以下「協議会」という。)」の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 章 組織

(構成)

第 2 条 協議会は、別表 1 に掲げる 10 名の者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

2 構成員は、甲及び乙の組織からそれぞれ 5 人を選出する。

3 構成員の任期は、4 年とする。

(役員)

第 3 条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1 名

(2) 副会長 1 名

2 前条の役員は、構成員の互選とし、両土地改良区から交互に選出する。

3 会長は、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、その職務を代理する。

5 役員任期は 2 年とする。

(顧問)

第 4 条 協議会は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者の立場として会長が委嘱する。

## 第 3 章 会議

(会議)

第 5 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とする。

(会議の招集)

第 6 条 会議は、会長が招集する。

2 定例会は、毎年 5 月及び 11 月に、臨時会は会長が必要と認めたとき、又は構成員の要求があったときに招集する。

(会議の定数等)

第 7 条 会議は、構成員(又はその代理人)8 名以上が出席しなければ開催することができない。

(議長)

第 8 条 会議の議長は、会長をもってあてる。

2 会長に事故あるときは、副会長が代行する。

(議事録)

第 9 条 会議については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の目的、日時及び場所

(2) 出席者名

(3) 会議の経過の概要及びその結果

第10条 会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 本規約の目的を達成するため、両土地改良区の運営に関する事項
- (2) 上記事項の目的を達成するために必要な提案に関する事項
- (3) 管理委託協定書（乙が所有権を有する施設）の内容に関する事項
- (4) その他両土地改良区の連携・協調のために必要な事項

(事務局)

第11条 協議会の事務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、東播用水土地改良区に置く

(経費)

第12条 協議会開催に要する経費は、甲、乙相互の負担とする。

#### 第4章 補 則

(会長への委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が別途定める。

付則 この規約は平成8年4月1日より施行する。

東播用水南部水利施設調整協議会歴代構成員

期 間	淡山土地改良区		東播用水土地改良区	
平成 8 年 6 月 ～12 年 5 月	理事長	藤本久夫	理事長	加古房夫
	副理事長	小山英和	副理事長	藤田剛
	副理事長	藤田辰男	理事	竹内敬男
	理事	藤本英市	理事	山本勉
	理事	山口辰雄	理事	澤陽三
	顧問	三木土地改良事務所長 太田厚		
平成 12 年 6 月 ～16 年 5 月	理事長	藤本英市	理事長	加古房夫
	副理事長	藤田辰男	副理事長	山本勉
	理事	小山英和	専務理事	立花速雄
	理事	石生幸男	理事	野口貢
	理事	笹倉源市	理事	澤陽三
	顧問	三木土地改良事務所長 桶川勝記		
平成 16 年 6 月 ～20 年 5 月	理事長	藤本英市	理事長	加古房夫
	副理事長	藤田辰男	副理事長	中前敏之
	理事	山口辰雄	常務理事	大村伊三夫
	理事	石生幸男	理事	分玉進
	理事	梶貞美	理事	福田眞左男
	顧問	三木土地改良事務所長 清田慎二		
平成 20 年 6 月 ～24 年 6 月	理事長	藤田辰男 ※ 大村哲郎	理事長	大村伊三夫
	副理事長	大村哲郎 ※ 厚見侑三	理事	宮脇博
	理事	厚見侑三 ※ 小山善昭	理事	西馬紀雄
	理事	寺嶋忠昭	理事	梅田幸広
	理事	井上安男	理事	坂田洋一
	顧問	加古川流域土地改良事務所参事		藤田啓二 ※ 樽本種昭

(注) 欄中※のある構成員は途中交代  
淡山土地改良区理事長ほか 平成 23 年 1 月  
顧問 平成 22 年 4 月

## 資料 19

### 東播用水二期地区国営土地改良事業促進協議会規約

#### (名 称)

第1条 この会は、東播用水二期地区国営土地改良事業促進協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

#### (目 的)

第2条 協議会は、国営かんがい排水事業「東播用水二期地区」及びこれに関連する事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

#### (組 織)

第3条 協議会は、農業用水の関係市町（神戸市、明石市、加古川市、三木市、稲美町）首長及び兵庫県淡河川・山田川土地改良区並びに東播用水土地改良区の理事長をもって組織する。

#### (事 業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国営かんがい排水事業「東播用水二期地区」の事業化に係る促進活動
- (2) 国営かんがい排水事業「東播用水二期地区」の事業推進に係る活動
- (3) その他、協議会の目的達成のために必要な事業

#### (役 員)

第5条 協議会には、会長・副会長を置く。

- 2 会長は、会員の互選とし、副会長2名は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときまたは欠けたときは、あらかじめ定められた順位により職務を代行する。
- 5 役員任期は、2年とし、再任は妨げない。

#### (顧問、参与)

第6条 協議会の円滑な運営を図るため、顧問、参与を置くことができる。

#### (総 会)

第7条 協議会の総会は、会長の招集により開催する。

- 2 総会の議長は、会長が務める。

#### (幹事会)

第8条 協議会の会務を円滑に遂行するため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第3条に規定する構成団体の職員等をもって組織し、会長が招集する。
- 3 会長は、幹事会に参与の出席を求めることができる。
- 4 幹事会の座長は、会長所属団体の幹事をもってこれに充てる。

(委員会)

第 9 条 協議会は、下記の委員会を設置し、必要に応じて意見及び協議結果等の報告を求めることができる。

- (1) 営農検討委員会
- (2) 環境配慮検討委員会

(事務局)

第 10 条 協議会の会務及び事務を円滑に進めるため事務局を東播用水土地改良区内に置く。

- 2 事務局の職員は、東播用水土地改良区及び兵庫県淡河川・山田川土地改良区の職員をもってこれに充てる。

(経 費)

第 11 条 協議会の運営に要する経費の負担については、構成団体の協議により定める。

- 2 負担額は、毎会計年度の予算により定める。
- 3 会計事務は、地方公共団体の会計年度とし、事務局がこれにあたる。
- 4 会計事務等の監査は、会長所属団体の幹事が行う。

(その他)

第 12 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

(付 則)

この規約は、平成 23 年 3 月 29 日から施行する。

この規約は、平成 25 年 5 月 31 日に一部改正し、同日から施行する。

協議会は、東播用水水利調整協議会の事業を引継ぐものとする。

## 構 成 員 名 簿

### 会 員

会員所属組織	役職	氏 名	摘 要
神戸市	市 長	矢田 立郎	会 長
三木市	市 長	藪本 吉秀	副会長
稲美町	町 長	古谷 博	副会長
明石市	市 長	泉 房徳	
加古川市	市 長	樽本 庄一	
兵庫県淡河川・山田川土地改良区	理事長	大村 哲郎	
東播用土地改良区	理事長	大村伊三夫	

### 顧 問

所属組織	役職等	氏 名	摘 要
近畿農政局東播用水二期農業水利事業所	所 長	溝端 薫	
兵庫県農政環境部農林水産局農村環境室	室 長	森脇 馨	

### 参 与

所属組織	役職等	氏 名	摘 要
近畿農政局東播用水二期農業水利事業所	工事課長	高石 学	
近畿農政局 加古川水系広域農業水利施設総合管理所	所 長	松浦 宏治	
兵庫県農政環境部農林水産局農村環境室	農村整備班 班長	横田 欣仁	
兵庫県 神戸土地改良センター	所 長	大橋 正宣	
兵庫県 加古川流域土地改良事務所	水利整備参事	柏崎 正和	

### 幹 事

所属組織	役職等	氏 名	摘 要
神戸市産業振興局農政部計画課	農林土木担当課長	池本 浩一	
明石市産業振興部農水産課	農業基盤整備 担当課長	行司 展章	
加古川市地域振興部農林水産課	課 長	宮本 好裕	
三木市産業環境部農業振興課	課 長	清水 悟史	
稲美町経済環境部産業課	課 長	本岡 利章	
兵庫県淡河川・山田川土地改良区（国営事業特別委員会 委員長）		春名 博	
東播用土地改良区（国営東播用水二期事業対策委員会 委員長）		藤田 博富	

### 事務局

土地改良区	役職等	氏 名	摘 要
東播用土地改良区	事務局長	戸田 文雄	
東播用土地改良区	参 事	福田 信幸	
東播用土地改良区	業務担当（管理係）	梶 英司	
兵庫県淡河川・山田川土地改良区	参 事（国営担当）	森田 光弘	
兵庫県淡河川・山田川土地改良区	主 幹	井澤 弘昌	

\*この構成員名簿は、平成25年9月1日の人事異動を考慮して整理した名簿である。

\*機関名称・役職等一部省略している場合がある。

## 資料 20

## 合 意 書

土地所有者（以下「甲」という。）と兵庫県淡河川・山田川土地改良区（以下「乙」という。）とは、甲が所有する末尾記載の土地（以下「本件土地」という。）に設置されている乙所有の地下工作物（以下「工作物」という。）の用途廃止に関し、次のとおり合意する。

第 1 条 乙は、工作物を用途廃止したときには、安全対策として地下水路の閉塞工事を速やかに実施することとし、甲は、これに協力する。

2 前項の閉塞工事が完了後、乙は、工作物を甲に対して引渡し、甲はこれを引き受けることにより、所有権の譲渡を受ける。

3 乙は、第 1 項の用途廃止に至るまで、従前のおり工作物を水路として使用し、その責任において管理する。

第 2 条 前条の合意にかかる解決金として、乙は、甲に対し、金 円を支払う。

2 乙は、前項の解決金とは別に、諸手続に要する費用として、甲に対し、金 30,000 円を支払う。

3 甲は、前 2 項の金員以外には、従前の土地使用料、将来にわたる土地使用料、充填・閉塞工事に伴う土地使用料、慰謝料など名目の一切を問わず、乙に対して要求しないものとする。

第 3 条 甲は、乙に対し、前条に定める金員の請求を書面によって行うものとし、乙は、甲から適法な支払請求書を受領したとき、速やかに請求金額を甲に支払うものとする。

2 前項の金員は、本合意締結時点における、本件土地の所有者に対して支払うこととする。

3 甲は、第三者に対し、工作物が存在する土地を譲渡、賃貸借等する場合、もしくは、現在賃借等第三者に利用させている場合には、予め工作物の存在ならびに本合意書の内容について説明し、同意を受けることを約する。

4 甲が、前項に定める説明を怠り、乙が、当該第三者から何らかの請求を受けた場合には、甲は、受領した金員を返還する。

第 4 条 工作物に関する閉塞工事が完了し、乙から甲に対して発せられる完了通知書を甲が受け取ることをもって、甲による工作物の引き受けが行われることとする。

2 甲が、工作物の処分を行うにあたっては、甲自らの費用と責任において行うこととし、乙に対して、第 2 条第 1 項に定めた解決金以外の請求をす



ることはできない。

第5条 工作物が存在する土地に、抵当権、質権等担保権が設定されている場合には、甲は、自らの責任において担保権者との折衝にあたることを約する。

第6条 この合意に疑義を生じたとき、又は本合意書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各自記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住 所  
氏 名

乙 住 所 兵庫県加古郡稲美町野寺84-5  
氏 名 兵庫県淡河川・山田川土地改良区  
理 事 長 大 村 哲 郎

### 土地及び地下工作物の表示

兵庫県三木市

土 地			
所 在	地 番	地 目	公簿面積(m <sup>2</sup> )
地下工作物 (構造・規模等)			
地下水路 (幅 m、高さ m、占用面積 m <sup>2</sup> 、地下深度 m)			